

笠間市男女共同参画計画

(平成 20 年度～平成 24 年度)

素 案

平成 20 年 1 月

目 次

I	計画の概要	3
1	計画策定の趣旨.....	3
2	計画の位置づけ.....	4
3	計画期間.....	5
4	計画の推進体制.....	6
II	笠間市が目指す男女共同参画社会	7
1	基本理念.....	7
(1)	男女の人権の尊重と平等の確保.....	7
(2)	性別にかかわらず多様な生き方を選択できる社会づくり.....	7
(3)	男女が社会の対等な構成員として共同して参画する機会の確保.....	7
(4)	家庭生活における役割の共有と職場・地域活動との両立支援.....	7
(5)	国際的協調の下における男女共同参画の推進.....	7
2	笠間市が目指す将来の姿.....	8
3	男女共同参画社会の実現に向けての課題.....	9
(1)	固定的性別役割分担における意識と実態との差異.....	9
(2)	家庭と仕事の両立支援が求められている.....	9
(3)	男女の心身の健康と安全の確保.....	10
(4)	目指すべき男女共同参画社会の浸透.....	10
4	基本目標.....	11
基本目標 1	男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり.....	11
基本目標 2	あらゆる分野において男女が協力し合う社会づくり.....	11
基本目標 3	自らの希望による働き方が選択できる体制づくり.....	11
基本目標 4	だれもが安心して健康に暮らせる環境づくり.....	12
基本目標 5	男女共同参画を推進する体制づくり.....	12
5	重点的に推進する施策.....	13
(1)	ワーク・ライフ・バランスの推進.....	13
(2)	地域活動の活性化と多様化.....	13
(3)	市民への男女共同参画意識の浸透.....	14
III	施策の展開	16
基本目標 1	男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり.....	17
施策 1-1	地域全体で男女共同参画を推進する意識づくり.....	17

施策 1-2	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し.....	19
施策 1-3	学校・家庭等における男女共同参画教育の推進.....	21
施策 1-4	メディア等における男女共同参画の促進.....	24
施策 1-5	各種調査研究及び情報提供の充実.....	26
基本目標 2	あらゆる分野において男女が協力し合う社会づくり.....	28
施策 2-1	政策・方針決定過程への女性参画の拡大.....	28
施策 2-2	地域活動における男女共同参画の推進.....	30
施策 2-3	家庭生活における男女共同参画の推進.....	33
施策 2-4	国際的な取組みとの協調と連携.....	35
基本目標 3	自らの希望による働き方が選択できる体制づくり.....	37
施策 3-1	男女雇用機会均等の促進と就労環境の整備.....	37
施策 3-2	女性の能力発揮の機会の創出と能力向上の推進.....	39
施策 3-3	地域全体での子育て・介護支援体制の充実.....	42
施策 3-4	農林業及び自営業における男女共同参画の推進.....	45
基本目標 4	だれもが安心して健康に暮らせる環境づくり.....	48
施策 4-1	男女間のあらゆる暴力の防止と被害者保護の体制強化.....	48
施策 4-2	生涯にわたる健康支援の充実.....	51
施策 4-3	高齢者・障害者等に対する自立支援.....	53
基本目標 5	男女共同参画を推進する体制づくり.....	56
施策 5-1	地域全体での推進体制の強化.....	56
施策 5-2	庁内における男女共同参画の推進.....	58
施策 5-3	男女共同参画計画の着実な推進.....	60

1 計画策定の趣旨

国では、男女共同参画社会の形成の促進を目的として、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定しました。この基本法では、女性も男性もお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を21世紀のわが国の最重要課題として位置付けています。また、この基本法に基づいて平成12年12月に「男女共同参画基本計画」を策定、平成17年2月には「男女共同参画基本計画（第2次）」が閣議決定されており、総合的かつ計画的な施策の推進を図っています。

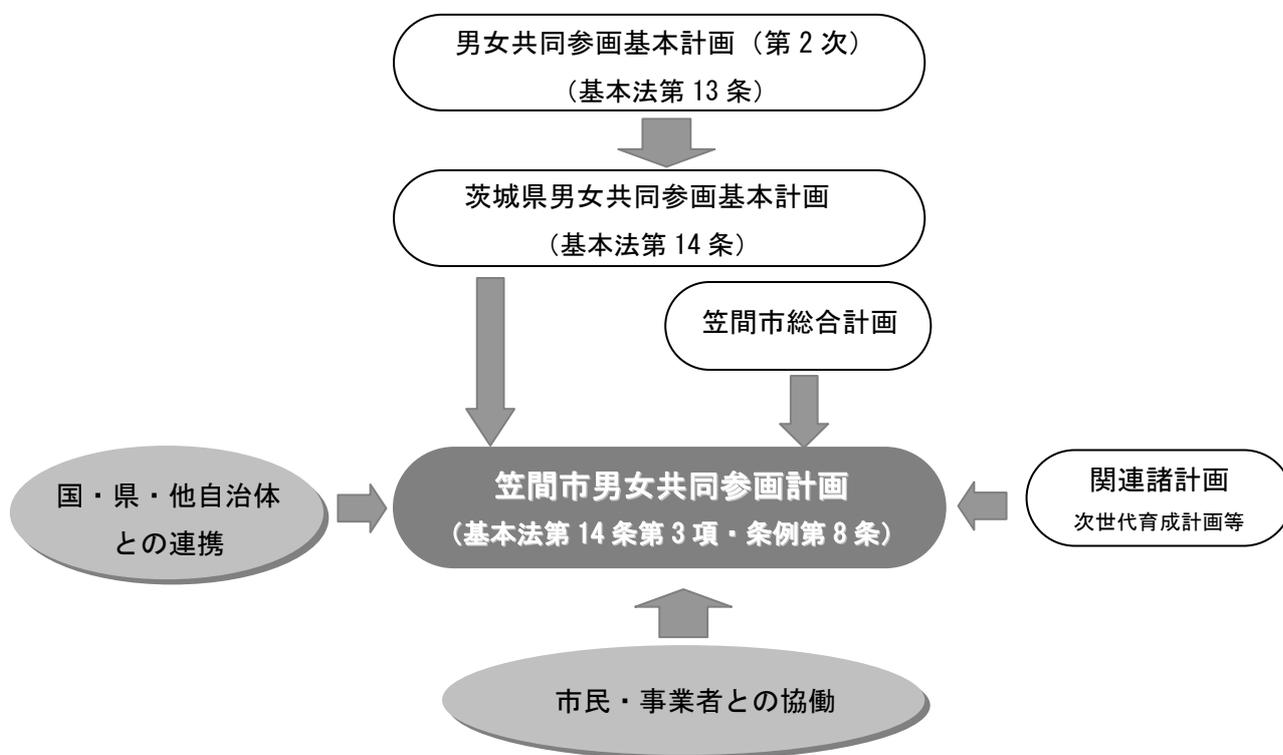
茨城県では、平成13年3月、男女共同参画の推進に向けて行政、県民、事業者が一体として取り組むことを明示した「茨城県男女共同参画推進条例」を制定、さらに平成14年3月に平成22年度を目標年度とした「茨城県男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが進められています。

本市は、平成18年3月に、旧笠間市・友部町・岩間町の3市町が合併し誕生しました。そして、旧市町の取り組みを更に充実するために、旧笠間市の条例を再編した「笠間市男女共同参画推進条例」を制定し、すべての市民の人権が尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができ、多様な生き方が選択できる男女共同参画社会の実現に向け、さらなる大きな一歩を踏み出しました。

「笠間市男女共同参画計画」（以下、本計画）は、こうした状況の中、笠間市男女共同参画推進条例における基本理念に基づき、また、国、県の方向性を踏まえながら、笠間市における男女共同参画社会の形成に向けて取り組むべき施策の方向を明らかにし、計画的に推進するために策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項における「市町村男女共同参画計画」及び笠間市男女共同参画推進条例第 8 条に基づく「基本計画」として位置付けられるもので、国の「男女共同参画基本計画（第 2 次）」及び県の「茨城県男女共同参画基本計画」の方向性を踏まえるとともに、「笠間市総合計画」を上位計画とした部門計画として、総合計画及び関連諸計画と整合性を図りながら、市民・事業者・行政が協働※して取り組むべき具体的な施策を定めるものです。



※協働：目的、長所、短所など性格の異なる主体が、対等な立場で共通の目標に向かって協力すること。

3 計画期間

本計画は、平成 20 年度（2008 年度）から平成 24 年度（2012 年度）までの 5 カ年を計画期間とします。社会情勢の変化などに伴い、計画期間内でも必要に応じて見直しを行うこととします。



4 計画の推進体制

笠間市男女共同参画推進条例では、市、市民、事業者は、条例に定める基本理念にのっとり行動をとる責務を明記しています。計画の推進にあたっては、条例に基づき、それぞれの責務を果たしながら、協働により推進していくこととします。

■市の責務

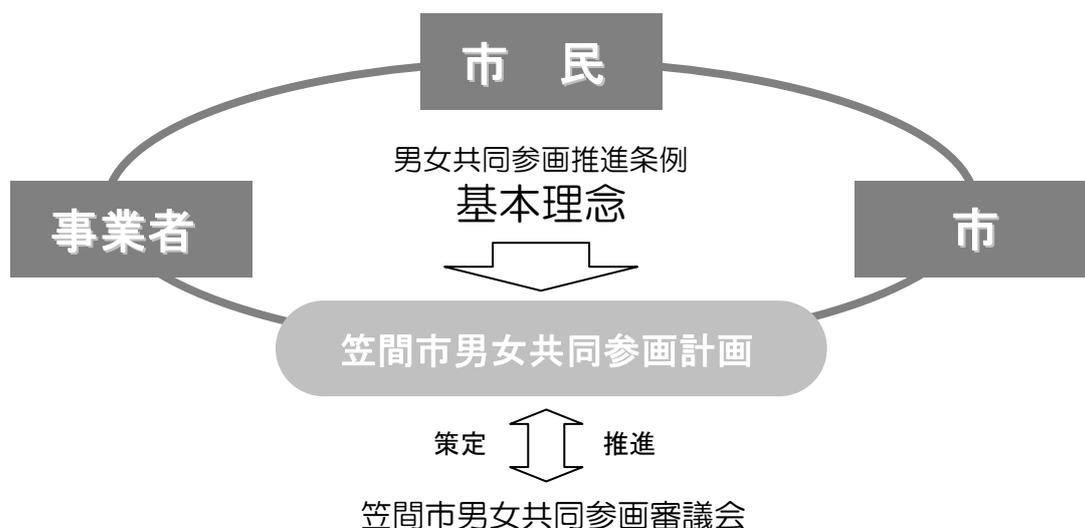
- 基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施すること。
- 施策の実施にあたり、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者との協働に努めること。

■市民の責務

- 基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めること。
- 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力すること。

■事業者の責務

- 男女共同参画に関する理解を深め、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めること。
- 男女が職場及び家庭生活並びにその他の活動との両立ができるよう、雇用の分野における環境の整備に努めること。
- 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力すること。



- 基本的かつ統合的な施策、重要事項等についての調査審議
- 施策の進捗状況の評価、その他男女共同参画推進に関すること。

Ⅱ

笠間市が目指す男女共同参画社会

1 基本理念

本市が目指す男女共同参画社会は、すべての市民の人権が尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができ、多様な生き方が選択できる社会であり、男女が対等に社会のあらゆる分野に参画し、喜びも責任も分かち合う社会です。

本計画では、「笠間市男女共同参画推進条例」に基づき、以下の5つを基本理念として掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた目標設定及び施策の展開を図ります。

(1) 男女の人権の尊重と平等の確保

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、一人ひとりの能力を発揮できる機会を確保するとともに、お互いの性を尊重しながら、生涯にわたる健康と権利を確保する必要があります。

(2) 性別にかかわらず多様な生き方を選択できる社会づくり

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が自立した個人としてさまざまな活動や生き方ができるように、社会の制度や慣行のあり方を考える必要があります。

(3) 男女が社会の対等な構成員として共同して参画する機会の確保

男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思決定の場に、平等な立場で共同して参画する機会を確保する必要があります。

(4) 家庭生活における役割の共有と職場・地域活動との両立支援

家族を構成する男女が、家庭の重要性を認識し、相互の協力と社会の支援の下に、家族としての役割を果たしながら、仕事や地域活動等が両立できるようにする必要があります。

(5) 国際的協調の下における男女共同参画の推進

男女共同参画づくりのために、国際社会におけるさまざまな取組みを考慮し、連携・協力しながら推進する必要があります。

2 笠間市が目指す将来の姿

基本理念に基づいた男女共同参画社会が推進された笠間市の将来の姿として、それぞれの暮らしの場面において、以下のような姿を目指していきます。

男女で築く充実した家庭

- 家族を構成する一人ひとりが、お互いに尊重し合い、「家族の絆」を大切にしています。
- 固定的な性別役割分担にとらわれず、多様に生活できる環境が整備されています。
- 仕事と生活のバランスをとり、男女が協力して子育てや介護などを行っています。

男女で共に支える職場

- 性による不当な差別や人権侵害がなく、一人ひとりの個性や能力が発揮されています。
- 女性の政策・方針決定過程に参画する機会が保障され、多様な人材が活躍しています。
- 仕事と生活のバランスに配慮した職場環境が確保されています。

交流や活動の盛んな活気ある地域社会

- 男女が主体的に地域活動に参加し、共に協力し合っています。
- さまざまな価値観を持つ人との交流が盛んに行われ、お互いの個性を認め合い、尊重し合っています。
- 芸術・文化活動が盛んに行われ、男女がともに、創造性豊かな地域社会をつくっています。

3 男女共同参画社会の実現に向けての課題

本市における現状や男女共同参画意識調査（平成 18 年 11 月実施）の結果等を勘案し、本市が目指す男女共同参画社会の実現に向けての課題を以下のように考えます。

（1）固定的性別役割分担における意識と実態との差異

男女の役割分担のあり方について、男性の 5 割以上、女性の 6 割以上が「男女ともに仕事をし、家事・育児を分担する」と考えており、若い世代を中心に、「仕事と家庭」に代表される固定的な性別役割分担意識を持たない層が多くなっています。

しかしながら、実態としては、家庭生活や地域活動をはじめ、さまざまな場面において、男女間における役割分担が存在しています。

また、職場や社会通念・慣習・しきたりなど、社会のあらゆる分野において、「男性の方が優遇されている」状況が浮き彫りになった結果となっています。

男女共同参画意識を実行に移していくためには、普段の生活の中に存在する社会的性別※に気付くことのできるきっかけと、男女共同参画に向けて、行動しやすい社会環境が必要です。法律や制度の整備のみならず、市民一人ひとりが、社会通念や慣習、しきたりなどを見直す視点を持つことが、男女共同参画社会の実現に向けた第一歩と言えます。

（2）家庭と仕事の両立支援が求められている

意識調査によると、仕事とその他の生活を両立させる上で、4 割近い女性が「自分自身の趣味や生きがいを考えるゆとりがない」ことに悩んでおり、特に、乳幼児から小学生の子どもを持つ女性の 3 割が、自分の時間が「ない」と回答しています。

逆に、男性の 8 割以上が「男性も家事・育児に積極的に参加すべきである」と考えていますが、「仕事の負担が大きく、体力的・精神的に大変」で、なかなか家庭生活等との両立が進まない状況となっており、男女とも、希望する働き方を選択でき、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※）によって暮らしていくことができる環境が求められています。

※ **社会的性別**：社会的・文化的に形成された性別のこと。生まれつきの生物学的性別（セックス）とは別に、社会通念や慣習の中には、社会や文化によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、人は成長するにつれ、「男性に期待される行動」「女性に期待される行動」を行うようになる。このようにして形成された男性、女性の別を社会的性別といいます。（参考：男女共同参画基本計画に関する調査会）

※ **ワーク・ライフ・バランス**：仕事と生活の調和のこと。誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をワーク・ライフ・バランスといいます。

一方、現在働いていない女性の3割、20～30歳代の7割以上が再就職を希望しており、子育て等により、いったん離職した女性が、希望する就業形態・分野で再就職できるための再チャレンジ支援が求められています。また、若い世代や女性を中心に、正社員・正職員を希望しているにもかかわらず、パート、派遣等で働かざるを得ないなど、さまざまな条件等により望まない働き方を強いられているケースも多く、希望する働き方ができる環境づくりが課題となっています。

(3) 男女の心身の健康と安全の確保

男女共同参画の実現に向けて、女性が市に望む施策として、「女性特有の病気、健康問題に配慮した保健・医療サービス」の充実が求められています。特に、20歳代でその割合が高く、思春期保健をはじめ、さまざまな機会を通じて、性や健康に関する知識の普及と自己管理に向けた支援が求められています。

また、長時間労働や家事・育児のために、時間的・精神的ゆとりがなく、そのことがストレスにつながっていると考えられます。多方面への積極的な働きかけによってワーク・ライフ・バランスの推進を図るとともに、こころの健康管理に対する支援も、男女共同参画社会の推進に必要な施策と言えます。

過去5年間において、ドメスティック・バイオレンス※(DV)の被害を受けた経験のある人は、男性で5%、女性で9.3%という結果となっています。被害経験者のうち、そのことを相談したことのある人は、1割にも満たず、誰にも相談できず我慢している実態があることから、被害者を地域全体で守り、支援していく体制の確立が必要です。

(4) 目指すべき男女共同参画社会の浸透

市民が持つ男女共同参画社会のイメージとして、「全ての人々が尊重される社会」が最も多く、その他にも「公正な社会」、「暮らしやすい社会」、「活気がある社会」など、肯定的なイメージを持つ市民の割合が8割以上となっています。

また、男女共同参画社会について、その実現に向けて「取り組むべきである」(3割)と考えている市民と、「男女の違いを認めたくなくて」(5割)の両者を合わせると、8割近くに上っています。

市は、個々の価値観や考え方を尊重しつつ、男女共同参画社会を推進する意義と本市が目指すべき男女共同参画社会の方向性及び課題について、市民、事業者、関係機関・団体等と共有しながら、各主体に積極的な取組みを促すとともに、自らが率先して、男女共同参画を積極的に取り組んでいく必要があります。

※ ドメスティック・バイオレンス：配偶者や恋人など、親密な関係にある男女間における肉体的・精神的暴力のこと。

4 基本目標

男女共同参画社会の実現に向けた課題を踏まえつつ、笠間市が目指す将来の姿を具現化していくために、以下の5つの基本目標を設定します。

基本目標1 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり

性別にかかわらず、一人の人間として、その個性が尊重されるとともに、男女がお互いを理解し合い、相手を思いやる気持ちを持つことが重要です。

さまざまな場や機会を通じて、男女共同参画教育や啓発活動を行います。また、男女共同参画の視点に立った法律・制度を周知徹底していくことにより、社会的性別に対する理解促進や性別による固定的な役割分担・偏見等に対する意識の解消を図り、男女がお互いを理解し合い、尊重し合うことのできる社会の実現を目指します。

基本目標2 あらゆる分野において男女が協力し合う社会づくり

男女が対等なパートナーとして、あらゆる意思決定の場に参画していく機会の拡充及び参画していくための意識と能力の向上が求められます。

女性リーダーの育成や積極的改善措置[※]等を通じて、政策や方針決定過程への女性参画の拡大を図るとともに、地域活動の活性化や家庭生活の充実に向けた支援を行うことにより、男女が、社会のあらゆる分野において、責任を分かち合いながら、共に参画し、協力し合う社会の実現を目指します。

基本目標3 自らの希望による働き方が選択できる体制づくり

性別による不利益や差別を受けることなく、ワーク・ライフ・バランスを図りながら、生き生きと働くことのできる就労環境が不可欠です。

各種支援サービスの充実や事業者等に対する働きかけを通じて、実質的な男女平等が確保される体制の整備を促進するとともに、潜在化している能力を引き出すための支援を行い、すべての人が、自らの希望に沿った働き方を選択でき、持てる個性と能力を十分発揮できる社会の実現を目指します。

※ 積極的改善措置：さまざまな分野において、活動する機会の男女間の格差を是正するため、必要な範囲内で、男女いづれか一方に対し、その機会を積極的に提供していくこと。ポジティブ・アクションともいいます。

基本目標4 だれもが安心して健康に暮らせる環境づくり

人権を著しく侵害する暴力等を根絶することが必要条件であるとともに、男女が、生涯を通じて心身ともに、健康に暮らしていくことが重要な要素となります。

男女間のあらゆる暴力や犯罪の防止と、被害者保護に向けた体制の整備を推進するとともに、性や生命の尊さ、大切さについて学ぶ機会の充実や、妊娠・出産期における女性の健康支援、性差に応じた的確な医療の推進を行い、だれもが、安心して健やかに暮らしていくことのできる社会の実現を目指します。

基本目標5 男女共同参画を推進する体制づくり

市民、事業者、地域、行政が、男女共同参画社会を推進する意義と目指す姿を共有し、同じ目的に向かって連携していくことが重要です。

笠間市男女共同参画推進条例のもと、各主体（市民、事業者、地域、行政）におけるそれぞれの役割と責任を周知しつつ、一人ひとりの積極的な行動を促していくとともに、計画の進捗状況を常に確認し、評価しながら、効果的で実効性の高い施策の推進を図り、市全体で男女共同参画を推進する社会の実現を目指します。

5 重点的に推進する施策

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

少子高齢化と人口減少社会においては、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が、男女共同参画社会の実現にとどまらず、活力ある社会を創出する基盤として、極めて重要な課題です。

これまでの「仕事と家庭の両立」への支援をさらに拡充し、男女が、仕事や家庭生活、地域活動、自己啓発など、様々な活動において、自ら希望するバランスで展開できる環境づくりを促進します。

- 重点施策
- 1 男女共同参画認定事業者の拡大
 - 2 事業者に対する情報提供・啓発活動の充実
 - 3 多様な保育サービスの充実
 - 4 女性の再チャレンジ支援の充実

重点事業一覧	掲載ページ
事業者に対する意識啓発・情報提供	P29、40
男女共同参画認定事業者の拡大	P38
再就職に向けた講座等の情報提供	P40
女性起業家への支援	P40
IT講習会の開催	P40
多様な保育サービスの充実	P43
放課後児童クラブ	P43
子育てサポート事業	P43
育児・介護を行う労働者に対する相談・情報提供	P44

(2) 地域活動の活性化と多様化

地方分権が進む中、これからのまちづくりの基本型として“住民自治・市民協働”があり、そのために、女性も男性も活躍する地域社会の形成が時代の要請となっています。

また、国や地方自治体では地域活性化や地域福祉など、多様な活動を担う存在として、「団塊世代」を巻き込んだ取組みが求められており、本市においても同様であると言えます。

「地域における男女共同参画」の促進をさらに拡充し、男女が協力し合う協働による地域づくりを推進します。

- 重点施策 5 笠間市男女共同参画推進連絡協議会の積極的活用
6 団塊世代を巻き込んだ地域回帰アプローチの推進

重点事業一覧	掲載ページ
協働のまちづくり施策の充実	P31
生涯学習の充実	P31
男女共同参画推進連絡協議会活動の充実	P32
ボランティア活動への男女の共同参画	P32
団塊世代の子育て・介護支援体制づくり	P44

(3) 市民への男女共同参画意識の浸透

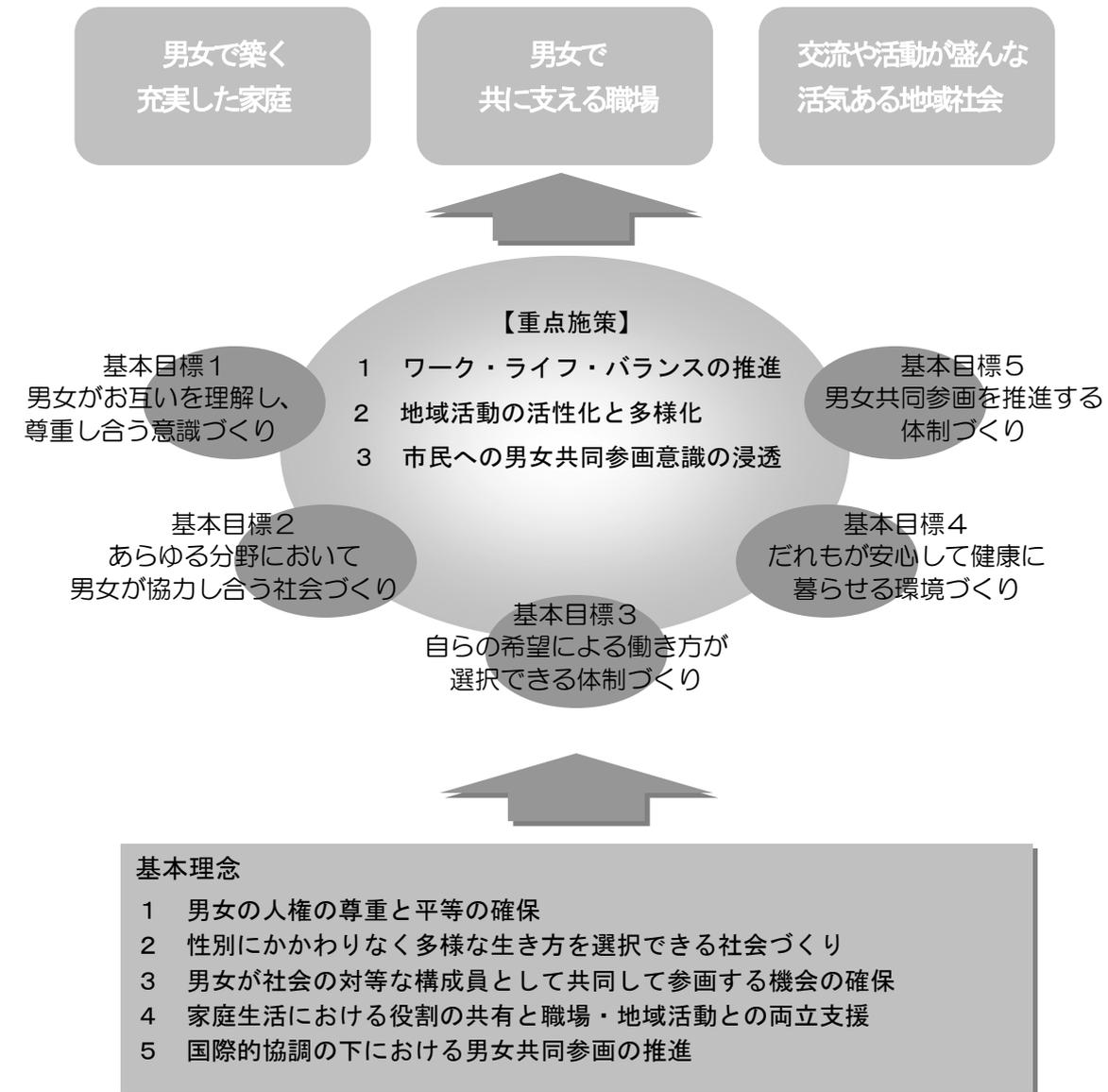
法律や制度で男女差別を撤廃しても、人々の意識や暮らしの中で、「社会通念・慣習・しきたりなど」において“男性が優遇されている”と感じている市民は多く、このような不平等感を改善することが本市の課題となっています。

さまざまな場面において、男女共同参画について学習し、実践していくことのできる機会を拡充し、市民と一緒に、男女共同参画意識の着実な浸透に向けた取組みを推進します。

- 重点施策 7 男女共同参画講座・フォーラム等の拡充
8 学校教職員・保護者への男女共同参画を推進する研修の充実

重点事業一覧	掲載ページ
「いいパートナーの日」の周知・啓発	P18
かさま男女共同参画推進フォーラムの開催	P18
男女共同参画講座の開催	P18、20
自治会・事業所・各種団体等への出前講座の開催	P18、20
家庭教育学級の開催	P22、34
両親学級の開催	P22、34
生涯学習の充実	P31
男性のためのいきいき講座の開催	P34

男女共同参画社会の実現



III

施策の展開

基本目標 1 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり

施策

- 1-1 地域全体で男女共同参画を推進する意識づくり
- 1-2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- 1-3 学校・家庭等における男女共同参画教育の推進
- 1-4 メディア等における男女共同参画の促進
- 1-5 各種調査研究及び情報提供の充実

基本目標 2 あらゆる分野において男女が協力し合う社会づくり

施策

- 2-1 政策・方針決定過程への女性参画の拡大
- 2-2 地域活動における男女共同参画の推進
- 2-3 家庭生活における男女共同参画の推進
- 2-4 国際的な取組みとの協調と連携

基本目標 3 自らの希望による働き方が選択できる体制づくり

施策

- 3-1 男女雇用機会均等の促進と就労環境の整備
- 3-2 女性の能力発揮の機会の創出と能力向上の推進
- 3-3 地域全体での子育て・介護支援体制の充実
- 3-4 農林業及び自営業における男女共同参画の推進

基本目標 4 だれもが安心して健康に暮らせる環境づくり

施策

- 4-1 男女間のあらゆる暴力の防止と被害者保護の体制強化
- 4-2 生涯にわたる健康支援の充実
- 4-3 高齢者・障害者等に対する自立支援

基本目標 5 男女共同参画を推進する体制づくり

施策

- 5-1 地域全体での推進体制の強化
- 5-2 庁内における男女共同参画の推進
- 5-3 男女共同参画計画の着実な推進

重

重点事業

新

新規事業

基本目標 1 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり

施策 1-1 地域全体で男女共同参画を推進する意識づくり

■施策の目指す姿

長い歴史の中で形成されてきた固定的な性別役割分担意識は、時代とともに変わりつつあるものの、未だに根強く残っており、男女共同参画社会実現の大きな障壁となっています。市民、地域、事業者、行政が、男女共同参画社会についての理解を深め、目指す方向性や解決すべき課題を共有しながら、さまざまな場面で協働・連携による取組みがなされる環境づくりを目指します。

[市民意識 成果指標]

	現状 (H18 年度)	目標 (H24 年度)
「男は仕事、女は家事・育児をする」と考える市民の割合	17.8%	15%以下 ↓

■市民・地域・事業者の役割

市民の役割	○男女共同参画に関する講座や学習会、フォーラム等に参加するなど、男女共同参画について考える機会を積極的に作りましょう。
地域・事業者の役割	○地域活動や職場の中で、男女共同参画について学習したり話し合ったりする機会を積極的に作りましょう。 ○職場内研修で男女共同参画についての内容を盛り込みましょう。 ○県等で実施する男女共同参画に関する講習等へ積極的に参加しましょう。 ○市等が実施する男女共同参画に関する取組みに積極的に協力・参加しましょう。

■行政の役割

	男女共同参画推進社会の周知・啓発 [秘書課]	
	事業概要	11月を男女共同参画推進月間として広報等により周知・啓発します。また、国で規定している男女共同参画週間（6/23～29）についてもポスター掲示や広報、パンフレット等にて周知・啓発を図ります。
	目 標	多様な媒体を通して周知・啓発に努めます。
重	「いいパートナーの日」の周知・啓発 [秘書課]	
	事業概要	男女共同参画行動の日「いいパートナーの日」（11月11日）の趣旨に基づく事業の実施や、広報等で周知・啓発を図ります。
	目 標	多様な媒体を通して周知・啓発に努めます。
重	かさま男女共同参画推進フォーラムの開催 [秘書課]	
	事業概要	男女共同参画推進月間に合わせ、市民対象のフォーラムを開催します。開催にあたっては実行委員会を組織し、同委員会による企画運営を支援します。
	目 標	新たなフォーラム参加者の増加を図ります。
	男女共同参画作品の公募 [秘書課]	
	事業概要	男女共同参画に関する作品を募集し、入賞作品について、広報や公共施設に掲載するなど、男女共同参画の啓発に活用します。
	目 標	作品応募点数の増加を図ります。 H19年度 971点 → H24年度 1,000点
重	男女共同参画講座の開催 [秘書課]	
	事業概要	市民を対象とした男女共同参画講座を年間を通して開催します。
	目 標	講座参加者数の増加を図ります。 H19年度 150人（見込み） → H24年度 200人
重	自治会・事業所・各種団体等への出前講座の開催 [市民活動課]	
	事業概要	希望する自治会や事業所、各種団体等（5名以上）に対し、男女共同参画に関する講座を行います。
	目 標	男女共同参画に関する講座の実施数の増加を図ります。

施策 1-2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

■施策の目指す姿

社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って形成されてきたものですが、男女共同参画の視点をもって見たとき、結果として男女に中立に機能しない場合もあり、不平等感にもつながっています。日々の生活の中にある固定的な性別役割分担や、それに基づく社会制度、慣行について、市民一人ひとりが考え、見直していくことができる意識づくりと環境づくりを目指します。

[市民意識 成果指標]

	現状 (H18 年度)	目標 (H24 年度)
社会の意識や制度、慣習によって、男女が多様な生き方を選択できていないと考える（そう思う＋どちらかといえばそう思う）市民の割合	61.6%	55%以下 ↓

■市民・地域・事業者の役割

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な生活の中で、性別のみを理由とした役割分担や慣行がないか考えてみましょう。 ○不合理な性別役割分担や慣行があった場合、それはおかしいのでは、と誰かに話してみましょう。
地域・事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動や職場の中で、性別のみを理由とした役割分担や慣行がないか考えてみましょう。 ○不合理な性別役割分担や慣行があった場合、それはおかしいのでは、と言える雰囲気づくりに努めましょう。また、性別によらない役割分担の「しくみ」を築きましょう。

■行政の役割

法令や条約等の周知・啓発		[秘書課]
事業概要	男女共同参画社会基本法をはじめ、DV 防止法、男女雇用機会均等法など、男女共同参画に関する法令等について、広報等で分かりやすく周知します。	
目 標	広報やホームページへ掲載し周知・啓発を図ります。 H19年度 2回 → H24年度 維持	
人権教育講演会の開催		[生涯学習課]
事業概要	市民の人権意識の高揚と人権問題や男女の人権尊重などへの理解と認識を深めるための講演会を実施します。	
目 標	講演会の開催を各地区へと拡大します。 H19年度 1回開催 → H24年度 各地区 1回開催	
重	男女共同参画講座の開催（再掲）	
	[秘書課]	
事業概要	市民を対象とした男女共同参画講座を年間を通して開催します。	
目 標	講座参加者数の増加を図ります。 H19年度 150人（見込み）→ H24年度 200人	
重	自治会・事業所・各種団体等への出前講座の開催（再掲）	
	[市民活動課]	
事業概要	希望する自治会や事業所、各種団体等（5名以上）に対し、男女共同参画に関する講座を行います。	
目 標	男女共同参画に関する講座の実施数の増加を図ります。	

施策 1-3 学校・家庭等における男女共同参画教育の推進

■施策の目指す姿

男女共同参画意識の醸成と実践においては、学校における教育や家庭環境・保護者の影響は大きく、男女平等教育と併せて、さまざまな場面において、男女が理解し、協力し合うことのできる機会を拡大していくことが重要です。学校や家庭において、男女共同参画について学習する機会や男女が話し合う時間が増え、また、性別にかかわらず、個性が尊重された教育や指導がなされる教育環境づくりを目指します。

[市民意識 成果指標]

	現状 (H18 年度)	目標 (H24 年度)
学校教育の場において男女の地位が平等であると思う市民の割合	44.7%	50%以上 ↑
「男(女)だから」という決めつけは、その人の可能性を閉じ込めてしまうと考える(そう思う+どちらかといえばそう思う)市民の割合	80.5%	85%以上 ↑

■市民・地域・事業者の役割

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○学校等が行う男女平等、男女共同参画教育において、どのような取り組みが行われているか関心を持ち、協力しましょう。 ○性別にかかわらず、学校行事や PTA 活動、家庭教育学級、両親学級などに積極的に参加しましょう。 ○幼い頃から家庭の中でお互いが協力し、助け合うことができる環境づくりに努めましょう。 ○「男だから」「女だから」ではなく、一人ひとりの個性や多様性を尊重しましょう。
地域・事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○学校等が行う男女平等、男女共同参画教育の取組みに対して理解・協力しましょう。 ○会員や職員、社員等が学校等の行事や PTA 活動、各種学級に参加しやすい環境づくりに努めましょう。

■行政の役割

男女共同参画の視点にたった教育・保育の実施		[保育所・学務課]	
事業概要	男女同教材、体育科（中学では一部共修）、家庭科の男女共修などを実施します。		
目 標	教職員の授業力の向上を図り、保育・教育分野のあらゆる分野において男女共同参画の視点に立った教育を推進します。		
男女共同参画の視点に立った児童・生徒会活動の促進		[学務課]	
事業概要	立候補等、男女の区別のない委員会活動を促進します。また、男女共同参画の大切さを理解させる人権教育・人権集会の充実を図ります。		
目 標	児童・生徒の自主活動能力の育成及び常時活動の工夫・改善を図ります。		
本人の希望に基づく進路指導の実施		[学務課]	
事業概要	性別にかかわらず個性と能力を發揮でき、本人の希望を尊重した進路指導を実施します。		
目 標	職場体験学習の実施日数の確保（3日→5日）を図ります。 実施を引き受けてくれる事業所等の開拓に努めます。 性別に関係なく本人の意思・志望を尊重した進学指導に努めます。		
重	家庭教育学級の開催		[生涯学習課]
	事業概要	親が子どもに対して行う家庭教育の重要性を踏まえ、家庭教育に関する学習を一定期間にわたって行う家庭教育学級を開催します。	
目 標	母親だけでなく父親の参加を促進するとともに、発達段階に応じた男女の相互理解と協力の重要性や家庭生活の大切さなどについて学習します。 現在、学校等で実施している学級について、各地域の公民館等の施設で計画的に実施できるよう検討していきます。		
乳児ふれあい体験の実施		[健康増進課]	
事業概要	男女ともに、赤ちゃんについて学習し、ふれあうことにより、生命の尊さについて実感するとともに、家族関係や将来の人間形成等について考える機会を創出します。		
目 標	参加者数の増加を図ります。 H19年度 約130人 → H24年度 増加		
重	両親学級の開催		[健康増進課]
	事業概要	妊娠、出産、育児に関する情報提供及び助言により、安心して妊娠、出産、育児ができるよう援助します。また、夫婦で学ぶことにより子育てへの連帯感を持たせ、親としての意識の高揚を図ります。	
目 標	第1子における夫の参加率の増加を図ります。		

	H19年度 23.1% → H24年度 増加
男女共同参画の視点に立ったPTA・親の会の促進 [保育所]	
事業概要	父母参観日において、講演会及び情報交換会を実施し、保護者の男女共同参画意識の啓発を図ります。また、各活動において父母が参加できるように開催日時等を工夫します。
目 標	父親が積極的に参加できるよう努めます。
保護者が参加しやすい学校行事運営の推進 [保育所・学務課]	
事業概要	運動会、参観日、発表会等の各種行事について参加しやすいように、土・日曜日に開催するとともに、内容も参加しやすいよう工夫改善していきます。
目 標	土・日曜日に開催する学校行事を増やしていきます。

施策 1-4 メディア等における男女共同参画の促進

■施策の目指す姿

IT（情報技術）の高度化が進展する中で、メディアによってもたらされる情報が男女共同参画意識に与える影響は今後も拡大していくものと思われます。さまざまなメディアにおいて、男女の人権を侵害するような表現をなくし、固定的な性別役割分担にとらわれない表現を促進する一方、発信された情報に対して、市民が適切に選択し、活用できる能力を身に付けていくことを目指します。

■市民・地域・事業者の役割

市民の役割	○さまざまなメディアから発信される情報をそのまま受け入れるのではなく、適切に選択・判断し、活用できる力を身に付けましょう。 ○男女の人権を侵害するような表現や暴力的表現をホームページ等に掲載しないようにしましょう。 ○子どもが男女の人権を侵害するような表現や暴力的表現を目にしないような環境づくりに努めましょう。
地域・事業者の役割	○メディアを活用して広報・宣伝等をする場合は、固定的な性別役割分担を助長する表現をしないよう心掛けましょう。 ○子どもが男女の人権を侵害するような表現や暴力的表現を目にしないような環境づくりに努めましょう。

■行政の役割

情報を活用できる能力（メディア・リテラシー※）向上のための啓発		[秘書課]
事業概要	男女の役割などの意識形成に大きな影響を与えるマスメディア（新聞・雑誌・インターネット等）の情報を読み解く力を向上させるため、広報等を活用し、正しい知識の普及に努めます。	
目 標	広報への掲載により啓発を図ります。 H19年度 8回 → H24年度 8回	
情報教育の推進		[学務課]
事業概要	市内の各教育機関において、情報技術の活用と情報の適切な選択、情報モラルの向上を図るための教育を推進します。	
目 標	国のIT新改革戦略にも示されている目標に合わせた、教育用コンピュータ整備率の向上を図るとともに、情報教育授業を行う上で必要な技術を提供するためのサポート体制を検討整備し、児童生徒の情報モラル及び情報活用能力の向上を図ります。	
性差別的表現に対する見直し等の要望		[秘書課・関係各課]
事業概要	市や関係機関等で発行するパンフレットや出版物で著しい性差別表現を発見した場合に、防止について発行者へ要望します。	
目 標	性差別表現がなくなるよう、各発行箇所における男女共同参画意識の浸透を図ります。	
メディアから受ける暴力排除の促進		[秘書課]
事業概要	メディアの発信する人権侵害や暴力的表現について、関係機関に対し排除を求めています。	
目 標	人権侵害や暴力的表現のない環境づくりに努めます。	

※ メディア・リテラシー：情報を活用できる能力。テレビやラジオ、新聞、インターネットなど、各メディアの特性を踏まえつつ、内容を見極めながら、適切な手段によって必要な情報を得て、理解し、活用することができる能力をいいます。

施策 1-5 各種調査研究及び情報提供の充実

■施策の目指す姿

男女共同参画社会の形成に向けた一人ひとりの実践を促すためには、現在の実態を的確に把握していくとともに、先進的な取り組みを行っている事例等を調査・研究し、市民に情報提供していくことが必要です。分かりやすく客観的な情報に基づいて、市民一人ひとりが、男女共同参画に対する理解と関心を深め、実践していくためのきっかけづくりを目指します。

■市民・地域・事業者の役割

市民の役割	<ul style="list-style-type: none">○市等が提供する各種統計・事例等を見て、自分と比較してみたり、感じたことを話し合ったりしてみましよう。○市等が実施する各種調査等に対し、協力しましよう。
地域・事業者の役割	<ul style="list-style-type: none">○男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを行っている地域や企業は積極的に情報発信しましよう。○他の地域や企業等の先進的な取り組みについての情報を収集し、自分たちでできないか、検討してみましよう。○市等が実施する各種調査等に対し、協力しましよう。

■行政の役割

新

統計調査等の充実		[情報政策課]
事業概要	各種行政施策の立案・推進のための基礎及び参考資料にするために、国、県の調査を実施するとともに、人口、労働、社会生活、事業所等に関する各種統計を収集・整理します。	
目 標	引き続き各種統計の収集・整理を実施し、各分野における企画立案や調査研究の基礎及び参考資料として活用を図ります。	
男女共同参画に関する実態の把握		[秘書課]
事業概要	市民や事業者、地域活動団体、関係機関等に対し、男女共同参画の実態や意識を把握するためのアンケート調査を実施します。	
目 標	事業者に対するアンケート調査を実施します。(H20 年度予定) 市民意識調査の回収率の増加を図ります。(H23 年度予定) H18 年度 49.5% → H23 年度 60%	
男女共同参画に関する活動への支援		[秘書課]
事業概要	団体等が実施する男女共同参画に関する研究会・研修会等に対し支援します。	
目 標	活動に対する支援により、団体等の研究の活性化を図ります。	
商工業等の自営業における実態把握及び広報の充実		[商工観光課]
事業概要	商工会等と連携し、実態把握に努めます。また、国や県、他機関等による調査等を収集・整理し、実態について把握、広報していきます。	
目 標	ホームページや広報、商工会報等を通じて、実態や取組み事例等について広報していきます。	
農業従事者の実態把握及び広報の充実		[農政課]
事業概要	各種アンケート調査など、さまざまな機会を通じて農業従事者の実態把握に努めます。また、国や県、他機関等による調査等を収集・整理し、実態について把握、広報していきます。	
目 標	認定農業者及び新規就農者の把握に努めます。	
啓発関係資料の充実		[図書館]
事業概要	男女共同参画に関係する情報と調査研究等の資料収集を図ります。	
目 標	男女共同参画関係資料数の拡大に努めます。	
国際情報の収集と提供		[秘書課]
事業概要	国が公表した国際情報やインターネット上に公表されている国際的な取組み等の情報を収集し、各方面に情報提供していきます。	
目 標	今後も継続して収集・提供していきます。	

基本目標2 あらゆる分野において男女が協力し合う社会づくり

施策2-1 政策・方針決定過程への女性参画の拡大

■施策の目指す姿

社会のおよそ半分は女性であり、政策・方針決定過程における男女共同参画は民主主義の要請と言えます。行政、職場、家庭などで政策や方針を決めるあらゆる場面において、男女が対等で責任ある立場で参画し、お互いの意見を尊重しながら、話し合っ決めていく社会を目指します。

[市民意識 成果指標]

	現状 (H18 年度)	目標 (H24 年度)
政治の場において、男女の地位が「平等」であると思う市民の割合	19.8%	25%以上 ↑
夫婦の役割分担において、家庭管理などにおける全体的な決定権が「平等」な家庭の割合	32.6%	40%以上 ↑

■市民・地域・事業者の役割

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○男女が対等なパートナーとして話し合う機会をつくりましょう。 ○女性は、市等が実施する女性リーダーを育成する事業に積極的に参加しましょう。 ○市政に関心を持ち、市政懇談会やパブリックコメント等で積極的に意見を述べましょう。
地域・事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○組織や会社等において、女性が責任のある役職や指導的地位に就くことを推進しましょう。 ○組織や会社等の方針を決める際、女性が積極的に意見を言うことができる環境づくりに努めましょう。 ○男女がお互いの意見を出し合い、尊重し合う機会と雰囲気づくりに努めましょう。

■行政の役割

女性リーダー養成事業の推進 [秘書課]	
事業概要	「女性リーダー養成事業費補助金要綱」に基づき、補助金を交付し、女性リーダーの育成を図ります。
目 標	参加者数の増加を図ります。 H19年度 3人 → H24年度 4人
ふるさと女性大学・農村女性大学への参加促進 [農政課]	
事業概要	女性リーダー育成のため、農林業の知識、技術を習得する機会として県が主催する「ふるさと女性大学」及び「農村女性大学」への参加を促進します。
目 標	参加者数の増加を図ります。 H19年度 4名 → H24年度 増加
女性学級の実施 [公民館]	
事業概要	女性の資質向上と交流促進を図るため、地域に根ざした学習会を実施します。
目 標	地域に密着した活動として学級の活性化を図ります。
男女共同参画人材リストの作成及び活用 [秘書課]	
事業概要	多様な技能や専門的知識を持つ女性に関する情報を収集、リストを作成し、審議会等への女性委員の推薦や講師派遣等へ活用を図ります。
目 標	人材リスト登録者数の増加を図ります。 H19年度 7人 → H24年度 50人
審議会等の女性委員登用促進 [秘書課]	
事業概要	「審議会等への女性の参画促進要綱」を制定し、各審議会等の所管課と連携し、女性の登用について積極的な働きかけを行います。
目 標	審議会等の女性委員比率の向上を図ります。 H19年度 24.2% → H24年度 30% 女性が一人もいない審議会等をなくします。 H19年度 15 審議会 → H24年度 0 審議会
事業者に対する意識啓発・情報提供 [秘書課・商工観光課]	
事業概要	男女ともに働きやすい職場環境や女性の登用について、広報やホームページ、事業所アンケート等を通して啓発します。また、県労働局雇用均等室より送付のパンフレット等を窓口配布します。
目 標	さまざまな媒体を通じて積極的改善措置（ポジティブ・アクション）について周知・啓発していきます。

重

施策 2-2 地域活動における男女共同参画の推進

■施策の目指す姿

暮らしやすく活気のある社会をつくるためには、そこに暮らす男女が共に協力し合いながら、主体的に地域で活動していくことが必要です。性別や年齢等にかかわらず、地域おこし、観光、まちづくりなど、さまざまな分野に多くの男女が参画し、一人ひとりが持つ得意な部分を発揮しながら、お互いに協力し合って活動している地域社会を目指します。また、近年の他市町村の防災分野における取り組みから、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した防災体制を目指します。

[市民意識 成果指標]

	現状 (H18 年度)	目標 (H24 年度)
地域において固定的性別役割分担意識による慣習等はないと思う市民の割合	34.9%	40%以上 ↑

■市民・地域・事業者の役割

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○地域おこしや観光、まちづくりなどに関心をもち、積極的に地域活動に参加しましょう。 ○地域活動において、性別にかかわらず、自分が得意な分野や能力を活かすことのできる役割を進んで担いましょう。
地域・事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○男女がお互いに協力し合いながら活動できる環境づくりに努めましょう。 ○女性が責任のある役職や指導的地位に就くことを推進しましょう。 ○事業主は、従業員が地域活動に参加しやすい職場環境づくりに努めましょう。

■行政の役割

重

協働のまちづくり施策の充実 [市民活動課]

事業概要	「笠間市協働のまちづくり市民会議」を設置し、市民、市民活動団体、事業者及び市が対等な立場でまちづくりの役割を分担し、男女ともに協働のまちづくりを推進するための取組みを行います。
目 標	地域コミュニティ活動指針及び市民活動促進指針を策定します。 協働のまちづくり条例化を検討します。

重

生涯学習の充実 [公民館]

事業概要	市民を対象に実施している各種定期講座において、多様な学習の場を提供し、男女がさまざまな分野で地域活動ができるよう充実を図ります。
目 標	団塊の世代の参加を促進します。

食生活改善推進員の育成と広報の充実 [健康増進課]

事業概要	地区のリーダーとして食生活改善及び健康づくりに関する知識の普及・啓発活動を行う人材の育成を図るとともに、男女を問わず「食」に対する関心を高めるよう啓発に努めます。
目 標	若年層の人材確保に努めながら、食生活改善推進員の増加を図ります。 H19年度 208人 → H24年度 増加

クラインガルテン運営事業の推進 [農政課]

事業概要	男女ともに住みやすく、いきいきと活動しやすい環境づくりを目指し、各種農業体験やイベントを通して、地元農家、地域住民と利用者である都市住民との交流を深めながら、地域の活性化を図ります。
目 標	指定管理者である JA 茨城中央等と引き続き協働し、クラインガルテンの機能強化と充実を図ります。

環境保全活動の推進 [環境保全課]

事業概要	市内の地域活動団体で組織された「笠間市レジ袋削減運動推進委員会」を中心に行うレジ袋削減運動の活性化を図るとともに環境の分野における男女の共同参画を進めます。
目 標	友部地区・岩間地区への拡大と団塊世代を巻き込んだ検討・推進をします。

交通安全啓発活動の推進 [市民活動課]

事業概要	交通安全教室の開催や交通安全運動におけるキャンペーンを実施します。男女を問わず地域住民と関係機関との連携を図りながら、市内の交通安全を目指します。
目 標	交通安全教室の開催の増加を図ります。 H19年度 41回 → H24年度 80回

自主防災組織育成事業		[総務課]
事業概要	地域住民の自主的な防災活動に資するため、自主防災組織の結成促進および各組織の体制強化を目的として、必要な費用の助成を行います。	
目 標	自主防災組織の結成率の向上を図ります。 H19年度 4.1% → H24年度 60%	
男女共同参画推進連絡協議会活動の充実		[秘書課]
事業概要	地域活動に取り組んでいる男性団体（グループ）等の加入を促進し、男女共同参画推進連絡協議会活動の充実を図ります。	
目 標	男性団体の加入を促進します。 H19年度2団体→H24年度5団体	
ボランティア活動への男女の共同参画		[市民活動課]
事業概要	団塊世代を巻き込んで、それぞれが持っている能力を十分生かしたボランティア活動を推進するとともに、男女がともにボランティア活動できるよう充実を図ります。	
目 標	団塊の世代の参加を促進します。	

重

重

施策2-3 家庭生活における男女共同参画の推進

■施策の目指す姿

少子高齢化や核家族化が進展し、価値観やライフスタイルも多様化する中、固定的な性別役割分担にとられない家庭生活の在り方が求められています。夫婦やおじいちゃん、おばあちゃんなど、家庭生活における家事や子育て、介護等を協力し合っています。また、その家族の中で、子どもたちも個性を尊重されながら、のびのびと育っていく生活環境づくりを目指します。

[市民意識 成果指標]

	現状 (H18 年度)	目標 (H24 年度)
家庭内の夫婦の役割分担に満足している+どちらかといえは満足している市民の割合	男 82.9% 女 61.4%	男 85%以上 ↑ 女 65%以上 ↑
1日の家事時間が「なし」の男性の割合	40.3%	35%以下 ↓

■市民・地域・事業者の役割

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭において、男女がお互いを思いやり、それぞれの意見を尊重しましょう。 ○家事や育児、介護等について、家族全員で責任を分担し、協力しましょう。 ○男性は、市等が実施する家事・育児に関する各種教室・学級に積極的に参加し、実践しましょう。
地域・事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○組織や会社は、性別にかかわらず、会員や従業員が充実した家庭生活を送ることができるよう配慮しましょう。

■行政の役割

重	男性のためのいきいき講座の開催 [公民館]	
	事業概要	男性が家庭において料理をはじめ、家事、育児などさまざまな役割を分担できるよう、公民館において各種講座を開催します。
重	目 標	講座数および参加者数の増加を図ります。 H19年度 5講座 → H24年度 6講座 団塊世代の参加を促進します。 家族や社会に貢献でき、かつ自分自身も楽しく学べる講座の開催に努めます。
	両親学級の開催（再掲） [健康増進課]	
重	事業概要	妊娠、出産、育児に関する情報提供及び助言により、安心して妊娠、出産、育児ができるよう援助します。また、夫婦で学ぶことにより連帯感を持たせ、親としての意識の高揚を図ります。
	目 標	第1子における夫の参加率の増加を図ります。 H19年度 23.1% → H24年度 増加
重	家庭教育学級の開催（再掲） [生涯学習課]	
	事業概要	親が子どもに対して行う家庭教育の重要性を踏まえ、家庭教育に関する学習を一定期間にわたって行う家庭教育学級を開催します。
重	目 標	母親だけでなく父親の参加を促進するとともに、発達段階に応じた男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて学習します。 現在、学校等で実施している学級について、各地域の公民館等の施設にて計画的に実施できるよう検討していきます。
	介護教室の開催 [高齢福祉課]	
重	事業概要	介護の知識を身に付けることができるよう、社会福祉協議会に委託して3級ヘルパー養成講座を実施します。
	目 標	男性の受講生の増加を図ります。 H19年度 4名 → H24年度 増加
重	男女共同参画意識の浸透 [秘書課]	
	事業概要	年配者や周りの人が、夫婦の役割分担等について、当事者の考え方を尊重するとともに、男女の固定的性別役割分担意識を解決する啓発活動を推進します。
重	目 標	多様な媒体を通して周知・啓発に努めます。

施策 2-4 国際的な取組みとの協調と連携

■施策の目指す姿

あらゆる分野で国際化が進展する中、男女共同参画社会の推進においても、国際的協調の下に推進していくことが求められています。特に、女性の地位向上や積極的な女性の社会参画などについて、国際的な取組みについて周知を図るとともに、国際協調の下に推進していくことが重要となっています。男女共同参画の視点に立った、国際理解のある地域づくりや地域交流を目指します。

■市民・地域・事業者の役割

市民の役割	<ul style="list-style-type: none">○世界における男女共同参画の状況や国際的な取組みに関心を持ちましょう。○身近に暮らす外国人と交流する機会があれば、他の国の文化や男女共同参画の状況、取組みについて話をしてみましょう。○海外での暮らしの経験がある人は、当該地域の男女共同参画の状況や取組みについて、積極的に話し、広めていきましょう。
地域・事業者の役割	<ul style="list-style-type: none">○男女共同参画に関する国際的な取組み状況に関して情報収集し、組織や会社の実情にあった取組みを積極的に取り入れましょう。○地域活動等において、外国人が参加しやすい環境づくりに努め、参加を促進しましょう。○海外での事業展開や外国人の雇用等に際し、当該地域や自国の文化についての相互理解に努めましょう。

■行政の役割

国際交流事業の推進		[市民活動課]
事業概要	笠間市国際交流協会との連携及び財政的支援を行い、男女共同参画の視点に立った国際交流事業の推進を図ります。また、笠間市における国際交流や国際協力のあり方について検討します。	
目 標	笠間市国際交流事業検討委員会を設置し、今後の笠間市の国際交流事業のあり方や笠間市国際交流基金の運用方法等について検討します。	
国際理解教育の推進		[学務課]
事業概要	国際社会において広い視野を持ち、異文化を理解し、相手の立場を尊重できるように、小・中学校へ外国語指導助手（ALT）を派遣し、国際コミュニケーション力の育成を図ります。	
目 標	現行どおり継続していきます。	
外国人への情報提供等		[秘書課・道路整備課・商工観光課・健康増進課]
事業概要	外国人が安心して暮らせるように、外国人向けの生活情報の提供やサインの充実、外国語版母子健康手帳の交付等を実施します。また、多くの外国人観光客に訪れてもらえるよう、外国人向け観光パンフレットを配布します。	
目 標	国際社会の制度、慣行等に応じた情報提供に努めます。 観光パンフレットに記載する外国語の数を増やします。（英語・中国語・韓国語対応） ホームページの英語版を作成します。（H20年度予定）	
ハーモニーフライト事業等への参加促進		[秘書課]
事業概要	県主催の女性海外派遣事業（ハーモニーフライト）や世界女性会議の研修について、広報を通じて参加者を募集します。	
目 標	ハーモニーフライトや世界女性会議参加者数の増加を図ります。	
国際情報の収集と提供（再掲）		[秘書課]
事業概要	国が公表した国際情報やインターネット上に公表されている国際的な取組み等の情報を収集し、各方面に情報提供していきます。	
目 標	今後も継続して収集・提供していきます。	

基本目標3 自らの希望による働き方が選択できる体制づくり

施策3-1 男女雇用機会均等の促進と就労環境の整備

■施策の目指す姿

働きたい人が、性別にかかわらずその能力を発揮できる社会は、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要な要素であると同時に、少子化が進展している現在において、多様な人材の活躍を促すことにより経済社会の活力につながります。男女の能力発揮の機会や待遇等が均等に確保されながら、不当な差別や性的嫌がらせのない職場環境が整い、私生活も大切にしながら、生き生きと働くことのできる、就労環境づくりを目指します。

[市民意識 成果指標]

	現状 (H18 年度)	目標 (H24 年度)
職場において男女の地位が平等であると思う市民の割合	22.8%	30%以上 ↑

■市民・地域・事業者の役割

市民の役割	○男女雇用機会均等法など労働関係法について学習し、労働者の権利について理解を深めましょう。
地域・事業者の役割	○男女雇用機会均等法など労働関係法を遵守しましょう。 ○地域活動や職場において、性別による不当な差別や嫌がらせを受けた場合の相談体制など適切な対応がとれる環境づくりに努めましょう。 ○市が実施する「男女共同参画認定事業者制度」の趣旨を理解し、認定に向けて積極的に取り組みましょう。

■行政の役割

労働関係法・各種制度の周知・啓発		[商工観光課・健康増進課]
事業概要	男女雇用機会均等法や育児休業・介護休業制度、事業主への助成事業制度等といった労働関係法や各種制度について、広報やホームページに掲載していきます。また、母子健康手帳交付時にパンフレットを配布し、各種制度について周知・意識啓発を行います。	
目 標	今後も継続して周知・意識啓発していきます。	
セクシュアル・ハラスメント防止対策の整備促進		[商工観光課・秘書課・学務課]
事業概要	セクシュアル・ハラスメント及び防止対策に関する記事をホームページ・広報等に掲載します。また、セクシュアル・ハラスメント等における相談窓口の周知や、県作成のパンフレットの窓口配布を行います。	
目 標	今後も継続して周知・意識啓発していきます。	
就職に関する情報提供		[商工観光課]
事業概要	県労働関係部局や職業安定所と連携しながら、求人情報等の提供に努めます。	
目 標	今後も継続して情報提供していきます。	
男女共同参画認定事業者の拡大		[秘書課・商工観光課]
事業概要	男女ともに働きやすい職場環境づくりを積極的に取り組む事業者を認定し、男女共同参画の一層の推進を図ります。また、認定事業者の連絡会議を設置し、情報交換やポジティブアクション促進のための方策について検討を進めます。	
目 標	制度の周知及び取組みの促進を図り、認定事業者数の増加を図ります。 H19年度 3事業所 → H24年度 28事業所	

重

施策3-2 女性の能力発揮の機会の創出と能力向上の推進

■施策の目指す姿

就労における男女間の事実上の格差の解消を図り、女性が、職場において能力を十分発揮できるようにしていくためには、活躍できる機会の積極的な創出と、女性自身の就業意識や能力の向上が重要となっています。特に、出産・子育てのためにいったん離職した女性が、再び、自らの希望に沿った働き方ができる就労環境づくりと、個々の職業能力向上を目指します。

[市民意識 成果指標]

	現状 (H18 年度)	目標 (H24 年度)
職場において賃金、昇給などに男女格差があると思う市民の割合	34.8%	30%以下 ↓

■市民・地域・事業者の役割

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○性別にかかわらず、能力を十分発揮しながら働くという意識を持ちましょう。 ○仕事等に関する知識や技術の習得に積極的に取り組みましょう。 ○どのような働き方をしたいかをよく考え、実現に向けて計画を立ててみましょう。
地域・事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○職務への配置や昇進等について、性別にかかわらず、一人ひとりの能力に応じて行いましょう。 ○出産・育児のためにいったん職場を離れた女性に対し、必要なフォローを行い、職場復帰しやすい環境づくりに努めましょう。 ○従業員が希望する働き方を実現できるよう、正社員でも多様な働き方ができる制度づくりに努めましょう。

■行政の役割

重

再就職に向けた講座等の情報提供 [商工観光課]

事業概要	国や県、女性就業サービスセンターや21世紀職業財団等が実施する再就職に向けた職業訓練の講座等について、パンフレットやポスター、ホームページ等で周知していきます。
------	--

目 標	今後もさまざまな媒体や機会を通して周知していきます。
-----	----------------------------

重

女性起業家への支援 [商工観光課]

事業概要	起業相談や融資制度等について、商工会と連携しながら周知していきます。
------	------------------------------------

目 標	今後もさまざまな媒体や機会を通して周知していきます。
-----	----------------------------

重

IT講習会の開催 [公民館]

事業概要	各公民館において、パソコンの基礎からワープロ・表計算等についての定期講座を開催します。
------	---

目 標	女性の経済的自立も視野に入れながら、より職場等で役立つプログラムの提供を図ります。 H19年度 6講座 → H24年度 12講座
-----	---

母子家庭の自立支援 [子ども福祉課]

事業概要	母子家庭が自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携しながら就業支援及び生活支援を行います。
------	--

目 標	個々の状況に応じた支援ができるよう、家庭児童相談室に母子相談専門の自立支援員を配置します。
-----	---

重

事業者に対する意識啓発・情報提供（再掲） [秘書課・商工観光課]

事業概要	男女ともに働きやすい職場環境や女性の登用について、広報やホームページ、事業所アンケート等を通して啓発します。また、県労働局雇用均等室より送付のパンフレット等を窓口配布します。
------	---

目 標	さまざまな媒体を通じて積極的改善措置（ポジティブ・アクション）について周知・啓発していきます。
-----	---

労働関係法・各種制度の周知・啓発（再掲） [商工観光課・健康増進課]

事業概要	男女雇用機会均等法や育児休業・介護休業制度、事業主への助成事業制度等といった労働関係法や各種制度について、広報紙やホームページに掲載していきます。また、母子健康手帳交付時にパンフレットを配布し、各種制度について周知・意識啓発を行います。
------	--

目 標	今後も継続して周知・意識啓発していきます。
-----	-----------------------

新規就農者等への支援 [農政課]

事業概要	女性農業者の起業相談や新規就農者の活動支援や相談を実施します。
------	---------------------------------

目 標	今後も支援や相談を実施します。
-----	-----------------

施策3-3 地域全体での子育て・介護支援体制の充実

■施策の目指す姿

仕事を持つ男女にとって、子育てや介護との両立に対する負担感は大きく、男女が生涯を通じて充実した生活を送るためにも、仕事と家庭生活や地域生活等のバランスをとることのできる環境づくりが求められています。働きながら子育てや介護をしていくことに対する負担や不安を、家族や事業者、地域が支え合う社会の中で、男女が、仕事と子育て・介護を両立することができる体制づくりや生活環境づくりを目指します。

[成果指標]

	現状 (H18 度)	目標 (H24 度)
職場において育児・介護休業を取りにくい雰囲気があると思う市民の割合	33.0%	30%以下 ↓

■市民・地域・事業者の役割

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○性別にかかわらず、子育てや介護との両立に向けた働き方について考えてみましょう。 ○子育てや介護及び仕事の状況に応じたサービスについての情報収集に努め、積極的に利用しましょう。 ○近隣の子育て・介護家庭の状況を理解し、協力しましょう。
地域・事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○仕事と子育て・介護との両立に対する市民のニーズの把握に努め、ニーズにきめ細かく対応できるサービス提供に努めましょう。 ○性別にかかわらず、子育て・介護サービスを担う人材の育成・確保に努めましょう。

■行政の役割

重

多様な保育サービスの充実 [保育所]

事業概要	市内各保育所において、延長保育、低年齢児保育、障害児保育、病後児保育、緊急一時保育など多様な保育サービスの充実を図ります。
目 標	延長保育時間を拡大します。(公立保育所 19:15 まで) 緊急一時保育を4保育所にて実施します。(H20年度より)

重

放課後児童クラブ [子ども福祉課]

事業概要	昼間保護者のいない家庭の児童を対象に放課後児童クラブを開設し、放課後、土曜日、長期休暇の子どもの居場所を確保し、児童の健全育成と保護者の仕事と子育ての両立を図ります。
目 標	土曜日保育の実施箇所を拡大します。 H19年度 4か所 → H24年度 14か所(全か所)

重

子育てサポート事業 [子ども福祉課]

事業概要	多様化する保育ニーズに対応するため、身近な地域において気軽に利用できる育児相互援助活動を実施します。
目 標	利用会員および協力会員(賛助会員)の登録を促進し、活動の活性化を図ります。

保育サポーター養成講座の参加促進 [子ども福祉課]

事業概要	子育てを支える人材を育成するため、県が主催する「保育サポーター養成講座」の受講を促進します。
目 標	保育サポーターの登録者数の増加を図ります。 H19年度 68人 → H24年度 増加

介護サービスの充実 [高齢福祉課]

事業概要	介護保険制度に基づく介護・介護予防サービス及び在宅福祉サービスの充実を図るとともに、サービス提供事業者の確保を図るとともに、性に配慮した取組みを行います。
目 標	介護ニーズの把握に努め、サービスを受け入れやすい体制づくりを推進します。

介護教室(再掲) [高齢福祉課]

事業概要	介護の知識を身に付けることができるよう、社会福祉協議会に委託して3級ヘルパー養成講座を実施します。
目 標	男性の受講生の増加を図ります。 H19年度 4名 → H24年度 増加

重

育児・介護を行う労働者に対する相談・情報提供 [子ども福祉課・商工観光課]	
事業概要	共働き家庭等の子育ての悩みの相談に対し、関係機関と連携を図りながら個々のニーズに応じたアドバイスを行います。また、支援体制及び各種制度等についてパンフレット等で情報提供していきます。
目 標	子育て支援情報に関する総合的なガイドブックを作成します。
労働関係法・各種制度の周知・啓発（再掲） [商工観光課・健康増進課]	
事業概要	男女雇用機会均等法や育児休業・介護休業制度、事業主への助成事業制度等といった労働関係法や各種制度について、広報やホームページに掲載していきます。また、母子健康手帳交付時にパンフレットを配布し、各種制度について周知・意識啓発を行います。
目 標	今後も継続して周知・意識啓発していきます。
団塊世代の子育て・介護支援体制づくり [子ども福祉課・高齢福祉課]	
事業概要	子育てや介護支援を団塊世代を巻き込んだ体制づくりを検討する。それぞれが持っている能力を生かし、地域の中で支え合うことを目指します。
目 標	今後も支援していきます。
母子家庭の自立支援 [子ども福祉課]	
事業概要	母子家庭が自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携しながら就業支援及び生活支援を行います。
目 標	個々の状況に応じた支援ができるよう、家庭児童相談室に母子相談専門の自立支援員を配置します。

重

施策3-4 農林業及び自営業における男女共同参画の推進

■施策の目指す姿

農林業及び自営業においては、女性が重要な役割を担いながら、それに見合う評価や収入を得ていない状況があります。これらの分野における女性の地位向上に向けた啓発活動等を行うとともに、女性の経営参画を促進し、家族従事者等が、労働に対して適正に評価されながら、休日や適正な労働時間が確保され、仕事と家庭のバランスがとれた暮らしができる環境づくりを目指します。

■市民・地域・事業者の役割

市民の役割	○農林業や自営業において女性が重要な役割を担っていることを理解し、評価しましょう。 ○家族従事者の待遇について、家族で話し合う機会を作りましょう。 ○女性は、生産や経営に関する技術や知識の習得に努め、積極的に参画しましょう。
地域・事業所の役割	○関係機関や団体は、農林業及び自営業の就労状況の実態把握に努めましょう。 ○組織の役員等に積極的に女性を登用しましょう。 ○家族従業者等の労働を適正に評価しつつ、快適に働くことができる環境整備に努めましょう。

■行政の役割

女性農業士の育成 [農政課]	
事業概要	農林業の経営や先端技術に関する専門知識・技術の習得を図り、県が認定する「女性農業士」の育成を図ります。
目 標	関係機関と連携し、女性農業士の増加を図ります。 H19年度 8人 → H24年度 増加
家族経営協定の締結促進 [農政課]	
事業概要	専従給料制及び休日制の導入を促進し、女性の経営地位の向上を図るため、家族経営協定の締結を促進します。
目 標	実態を把握しながら、家族経営協定の締結家族数の増加を図ります。 H19年度 130家族 → H24年度 増加
経営参画のための講座の参加促進 [農政課・商工観光課]	
事業概要	認定農業者をはじめ農業従事者や商工業者に対し、県・関係機関等が主催する研修会への参加を促進します
目 標	市独自の研修について検討しつつ、県・関係機関等の研修会等を活用するよう広くPRしていきます。
笠間地域農村女性会議への活動支援 [農政課]	
事業概要	女性農業士を中心とした農村女性会議における男女共同参画の啓発に向けた独自の取り組みに対し、発表の場を提供するなどの支援を行います。
目 標	今後も引き続き活発な活動が行われるよう支援していきます。
「農山漁村女性の日」の普及促進 [農政課]	
事業概要	3月10日の「農山漁村女性の日」について周知し、農山漁村の男女共同参画に対する意識啓発を図ります。
目 標	「農山漁村女性の日」の定着に向け、広報等を通して周知を図ります。
ふるさと女性大学・農村女性大学への参加促進（再掲） [農政課]	
事業概要	女性リーダー育成のため、農林業の知識、技術を習得する機会として県が主催する「ふるさと女性大学」及び「農村女性大学」への参加を促進します。
目 標	参加者数の増加を図ります。 H19年度 4名 → H24年度 増加
商工業等の自営業における実態把握及び広報の充実（再掲） [商工観光課]	
事業概要	商工会等と連携し、自営業における家族従業者の実態把握に努めます。また、国や県、他機関等による調査等を収集・整理し、実態について把握、広報していきます。

目 標	ホームページや広報、商工会報等を通じて、実態や取組み事例等について広報していきます。
農業従事者の実態把握及び広報の充実（再掲） [農政課]	
事業概要	各種アンケート調査など、さまざまな機会を通じて実態把握に努めます。また、国や県、他機関等による調査等を収集・整理し、実態について把握、広報していきます。
目 標	認定農業者及び新規就農者の把握に努めます。
クラインガルテン運営事業の推進（再掲） [農政課]	
事業概要	男女ともに住みやすく、生き生きと活動しやすい環境づくりを目指し、各種農業体験やイベントを通して、地元農家、地域住民と利用者である都市住民との交流を深めながら、地域の活性化を図ります。
目 標	指定管理者である JA 茨城中央等と引き続き協働し、クラインガルテンの機能強化と充実を図ります。

基本目標 4 だれもが安心して健康に暮らせる環境づくり

施策 4-1 男女間のあらゆる暴力の防止と被害者保護の体制強化

■施策の目指す姿

男女間の暴力は、その形態を問わず、男女共同参画社会の形成を阻害する最も基本的な要因の一つです。ドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめ、男女間のあらゆる暴力を予防し、容認しない環境づくりが重要です。市と地域住民が発生防止に向けて、取り組む体制づくりを目指します。

[市民意識 成果指標]

	現状 (H18 年度)	目標 (H24 年度)
過去5年間にパートナーから暴力を何度も受けた経験がある市民の割合	別表 1 (→P 50)	0% ↓

■市民・地域・事業者の役割

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○男女間のあらゆる暴力は、決して許されるものではない人権侵害であり、犯罪であることを認識しましょう。 ○DV やセクシュアル・ハラスメント、虐待などに気付いた場合は、速やかに市や警察署などの関係機関に連絡・通報しましょう。 ○被害にあった場合は、一人で悩まず、信頼できる人に相談しましょう。
地域・事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関・団体は、相談、発見、保護、自立支援等さまざまな段階において、行政との緊密な連携のもと、暴力被害者の安全及び秘密保持に十分配慮しながら、効果的な対応を図りましょう。 ○組織や会社は、セクシュアル・ハラスメントに対する認識を高め、防止対策を徹底しましょう。 ○性や暴力に関する有害図書が青少年に販売されないようにしましょう。

■行政の役割

DV防止法の周知及び意識啓発 [秘書課・社会福祉課・子ども福祉課・関係各課]	
事業概要	DV防止法について、広報への掲載及びリーフレットの配布等により周知します。また、「女性に対する暴力をなくす運動」や講演会の開催などを通してDVに対する意識啓発を図ります。
目 標	今後も引き続きDV防止法の周知及びDVに対する意識啓発を図ります。
DV対策基本計画の策定及び推進 [秘書課・関係各課]	
事業概要	DV防止法に基づき、基本計画を策定し、関係機関と連携した防止のための体制の充実を図ります。
目 標	H20年度策定予定の県の基本計画を踏まえつつ、市の基本計画を策定します。
DV被害者に対する相談窓口の充実 [子ども福祉課・健康増進課]	
事業概要	関係機関、民生委員等との連携を図るとともに、家庭児童相談室や健康相談、訪問等の保健事業のなかでDV相談を受け付け、DV被害の早期発見及び適切な対応につなげます。
目 標	相談窓口の周知に努めるとともに、相談体制の強化を図り、相談しやすい体制づくりに努めます。
被害者保護及び自立支援に向けた関係機関等との連携 [子ども福祉課・健康増進課・秘書課・学務課]	
事業概要	保健師、学校教員、家庭児童相談員の連携等により相談・カウンセリングを実施します。また、個別ケースについて関係機関等と連携し、適切に対応します。
目 標	国・県等の支援情報を収集しながら、保護後の経済的支援および就業支援の充実を図ります。
住民基本台帳事務における支援措置 [市民課]	
事業概要	被害者からの申し出により、加害者とされている者からの写し等の請求を拒否し、住所探索の防止を図ります。
目 標	被害者が安心して生活できるよう、今後も継続して実施します。
セクシュアル・ハラスメント防止対策の整備促進（再掲） [商工観光課・秘書課・学務課]	
事業概要	セクシュアル・ハラスメント及び防止対策に関する記事をホームページ・広報等に掲載します。また、セクシュアル・ハラスメント等における相談窓口の周知や、県作成のパンフレットの窓口配布を行います。
目 標	今後も継続して周知・意識啓発していきます。

母子家庭の自立支援（再掲）		[子ども福祉課]
事業概要	母子家庭が自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携しながら就業支援及び生活支援を行います。	
目 標	個々の状況に応じた支援ができるよう、家庭児童相談室に母子相談専門の自立支援員を配置します。	

別表 1

身体に対する暴力を受けた	1.6%
精神的・心理的な暴力を受けた	4.4%
経済的な圧迫を受けた	2.2%
性的なことについて暴力を受けた	0.5%

施策 4-2 生涯にわたる健康支援の充実

■施策の目指す姿

生涯にわたる健康の保持・増進は、男性にとっても女性にとっても、重要な課題です。特に、女性が妊娠や出産について、正しい知識を習得しながら、主体的に判断し、自己決定していくことができ、また、若者が、性や生命の尊厳を学ぶ中で、自らの心身を大切にし、相手の心身を思いやることができることを目指します。

■市民・地域・事業者の役割

市民の役割	○自らの健康状態を知るために年 1 回以上は健康診断を受診し、健康の管理と保持増進のために取り組みましょう。 ○エイズや性感染症、薬物、喫煙、飲酒等、健康をおびやかす問題に関する正しい知識の習得に努めましょう。 ○性や生殖に関する正しい知識の習得に努め、自らの健康と権利を守るとともに、相手を思いやり、責任ある行動をとりましょう。
地域・事業者の役割	○従業員が健康診断を受診しやすい体制づくりに努めましょう。 ○心の悩みや疾病、妊娠・出産等に対する理解を深め、従業員が安心して働くことのできる職場づくりに努めましょう。

■行政の役割

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ [※] に関する意識啓発		[健康増進課・学務課]
事業概要	健康相談、健康講座、両親学級、赤ちゃん訪問等において、妊娠・出産・子供人数等を含めた女性の健康の保持及び自己管理についての意識啓発を行います。また、要請に応じて思春期保健のなかで講話を行います。	
目 標	健康講座や両親学級等への参加者数の増加を図ります。	
保健事業における思春期保健		[健康増進課]
事業概要	性または性感染症に関する正しい知識の普及を図るため、学校保健と連携し、要請に応じて講話を行います。	
目 標	今後も継続して実施していきます。	
家庭教育学級における思春期保健		[生涯学習課]
事業概要	家庭教育学級において、子どもの身体的・社会的発達や生命の尊重、薬物の怖さといったテーマを設定し、思春期における家庭教育を支援します。	
目 標	家庭教育学級への参加、特に父親の参加を促進しながら、学習内容の充実を図ります。	
エイズ・感染症予防のための意識啓発		[学務課]
事業概要	各学校において養護教諭・指導員等により意識啓発のための指導を実施していきます。	
目 標	関係機関と連携しながら、計画的な指導を図ります。	

※ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：個人、特に女性の身体的、精神的及び社会的に健康であるための自己決定権を保障する考え方のこと。主として、妊娠・出産に限られがちだった従来の「女性の健康」を、月経、避妊、中絶、不妊、子育て、更年期障害、性感染症なども含め、生涯にわたって自分の健康を主体的に確保することを目指そうという概念。つまり、性と生殖をめぐる人権を尊重し、健康を保障すること。

施策4-3 高齢者・障害者等に対する自立支援

■施策の目指す姿

団塊世代が高齢期を迎える中、高齢期の男女が、豊かに生きがいを持って暮らすためには、介護や支援の中で、男女共同参画の視点や性に配慮した取組みが重要となっています。高齢期や障害のある男女の、自立や能力発揮を支援するとともに、社会参画するための居場所づくり等を積極的に支援します。また、一人親や多様化した家族形態に対応した自立支援体制の充実が求められており、だれもが安心して暮らすための環境づくりを目指します。

■市民・地域・事業者の役割

市民の役割	<ul style="list-style-type: none">○性別や年齢、障害の有無にかかわらず、自分らしく生きがいを持って暮らしていくことを目指しましょう。○自分の能力を発揮できる場に積極的に参加しましょう。○高齢者や障害者等との交流の場に積極的に参加しましょう。
地域・事業者の役割	<ul style="list-style-type: none">○誰もが安心して自分らしく生活を送ることができるよう、支援が必要な男女のニーズの把握に努めましょう。○地域活動やサービス提供において、男女共同参画の視点に立った配慮がなされるよう心掛けましょう。○高齢者や障害者等の自主的な地域活動を活性化させましょう。

■行政の役割

高齢者の社会参画の促進 [高齢福祉課]	
事業概要	シルバー人材センターの運営及び高齢者クラブ活動に対する補助を行い、活動の活性化を図ります。また、パンフレットの配布等を実施し、加入促進を図ります。
目 標	今後も継続して補助を行い、活動の活性化を図ります。 高齢者クラブにおいて、特に前期高齢者の加入を促進します。
高齢者等が暮らしやすい環境の整備 [都市計画課]	
事業概要	ユニバーサルデザインの概念に基づいた公共施設等の整備を推進します。
目 標	笠間市にあった市営住宅や道路など、都市施設のバリアフリー化に努めます
障害福祉サービス等の充実 [社会福祉課・健康増進課]	
事業概要	障害者自立支援法に基づく障害福祉計画に沿って、生活支援及び就労支援の充実を図ります。
目 標	事業者を確保しながら、一人ひとりにあったきめ細かな福祉サービスに努めます。また、関係機関・企業等との情報共有を図り、一人でも多く就労できるよう努めます。
障害者の社会参加の促進と相談体制の充実 [社会福祉課・商工観光課・健康増進課]	
事業概要	各種イベント等の開催及び参加促進を図り、障害者の社会参加を促進します。また、必要な情報提供やサービス利用支援、権利擁護のための必要な援助を行い、自立した生活を営むことができるよう支援します。
目 標	関係機関との連携強化を図るため、地域自立支援協議会を設置します。障害福祉に関する専門職員の配置やサービス利用計画の作成支援等により多様化する相談者ニーズに迅速に対応できるよう努めます。
母子家庭の自立支援（再掲） [子ども福祉課]	
事業概要	母子家庭が自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携しながら就業支援及び生活支援を行います。
目 標	個々の状況に応じた支援ができるよう、家庭児童相談室に母子相談専門の自立支援員を配置します。
介護サービスの充実（再掲） [高齢福祉課]	
事業概要	介護保険制度に基づく介護・介護予防サービス及び在宅福祉サービスの充実を図るとともに、サービス提供事業者の確保を図るとともに、性に配慮した取組みを行います。
目 標	介護ニーズの把握に努め、サービスを受け入れやすい体制づくりを推

	進めます。
--	-------

基本目標5 男女共同参画を推進する体制づくり

施策5-1 地域全体での推進体制の強化

■施策の目指す姿

男女共同参画社会を実現していくためには、市民一人ひとりが行動するとともに、地域活動団体や事業者、関係機関等が、それぞれの役割の中で主体的に取り組んでいくことが必要です。市民、団体、事業者、行政が、目指すべき男女共同参画社会の姿を共有しながら、積極的に取り組んでいくことのできる体制の強化と環境づくりを目指します。

[市民意識 成果指標]

	現状 (H18 年度)	目標 (H24 年度)
男女共同参画社会に向けた取組みが必要だと思う市民の割合	76.7%	80%以上 ↑

■市民・地域・事業者の役割

市民・地域・事業者の役割	<ul style="list-style-type: none">○笠間市が目指す男女共同参画社会について理解し、主体的に取り組みましょう。○市の推進する施策に対し協力しましょう。○男女共同参画社会の実現に向け、取り組むべき施策を市や団体、事業者等に積極的に提案しましょう。
--------------	--

■行政の役割

男女共同参画に取り組む団体情報の収集及び連携強化 [秘書課]	
事業概要	男女共同参画に積極的に取り組んでいる地域活動団体及び活動内容についての情報収集を行い、活動支援及び連携した取組みを推進します。
目 標	今後も引き続き情報収集及び連携の推進に努めます。
男女共同参画推進連絡協議会の活性化 [秘書課]	
事業概要	男女共同参画に積極的に取り組んでいる地域活動団体で構成する「笠間市男女共同参画推進連絡協議会」に対し補助金を交付し、その活動を支援します。
目 標	男女共同参画推進協議会の構成団体の増加を図ります。 H19年度 25団体 → H24年度 30団体 男性団体の加入を促進します。 H19年度 2団体 → H24年度 5団体
男女共同参画拠点の検討 [秘書課]	
事業概要	男女共同参画のまちづくりのためネットワークづくりの拠点、市民の情報交換の場、仲間づくりの場等の拠点となる施設を検討・整備します。
目 標	既存施設の活用を図りながら、拠点施設の整備を推進します。
男女共同参画人材リストの作成及び活用（再掲） [秘書課]	
事業概要	多様な技能や専門的知識を持つ女性に関する情報を収集、リストを作成し、審議会等への女性委員の推薦や講師派遣等へ活用を図ります。
目 標	人材リスト登録者数の増加を図ります。 H19年度 7人 → H24年度 50人

施策5-2 庁内における男女共同参画の推進

■施策の目指す姿

男女共同参画社会を推進していく中で、市役所自らが、率先して男女共同参画を実践し、他事業者のモデルとして、けん引していくことが重要です。職員一人ひとりが、男女共同参画の意義を十分理解し、各部署が連携を図りながら、積極的に取り組んでいくとともに、性別による不当な格差がなく、男女がその個性と能力を十分に発揮することができる職場環境づくりを目指します。

[市民意識 成果指標]

	現状 (H18 年度)	目標 (H24 年度)
市政の各分野において男女共同参画社会の視点が反映されている(「十分」+「ある程度」と思う市民の割合	別表2 (→P58)	+5%以上 ↑

■市民・地域・事業者の役割

市民・地域・ 事業者の役割	<p>○市自身の男女共同参画社会への取組みに関心を持ちましょう。</p> <p>○市自身の取組みで、地域活動や職場で取り入れると効果がありそうな取組みは積極的に取り入れましょう。</p> <p>○市のあらゆる分野の施策において、男女共同参画の視点が反映されているか注視しましょう。</p>
------------------	--

別表2

教育・文化の分野	43.6%
健康・福祉の分野	48.8%
環境・都市基盤の分野	36.7%
産業の分野	26.4%
自治・まちづくりの分野	37.5%

■行政の役割

市職員研修の実施や情報提供 [秘書課]	
事業概要	職員を対象とした研修において男女共同参画をテーマとした研修を実施します。また、男女共同参画に関する情報提供を行い、職員の男女共同参画意識の啓発に努めます。
目 標	新規採用職員に対し、男女共同参画をテーマとした研修を実施します。全職員を対象に男女共同参画に関する情報提供を行っていきます。
女性職員の管理職への登用 [職員課]	
事業概要	職員の意識改革を図るとともに、人事評価制度により優秀な女性職員の管理職への登用に努めます。
目 標	女性管理職の増加を図ります。(H22年度までに新規で1名程度。)管理職になり得る補佐、主査職の女性職員の登用を促進します。
庁内における職務分担の見直し [職員課]	
事業概要	女性自身の意識改革を図りながら、女性職員を幅広い職域に配置し、総合的に対応できる職員の育成に努め、男女間の職域をさらになくしていくよう努めます。
目 標	全部門において1名以上の女性職員を配属していきます。
市職員の適正な人事評価及び配置 [職員課]	
事業概要	性別による固定観念を排し、公正な人事配置に努めます。
目 標	引き続き適正で平準的な人事評価ができるよう評価者研修を開催し、さらに適正な人事配置に努めます。
特定事業主行動計画の推進 [職員課]	
事業概要	職員が、仕事と子育ての両立を図るため、職員のニーズに即した計画の推進を図ります。
目 標	引き続き若手職員に対する保育研修を行います。育児休暇制度の取得促進を図ります。
庁内苦情・相談窓口の設置 [職員課]	
事業概要	庁内にセクシュアル・ハラスメント等の苦情申出・相談窓口を設置します。
目 標	通報者が不利益にならないよう保護に努めるとともに、申し出、相談しやすい環境づくりに努めます。
男女共同参画の視点の導入 [各課]	
事業概要	各種事業、施策などにおいて、男女共同参画の視点をもって実施していくよう努めます。
目 標	職員一人ひとりが男女共同参画に対する理解を深め、事業実施にあたって男女共同参画を意識していくよう努めます。

施策5-3 男女共同参画計画の着実な推進

■施策の目指す姿

男女共同参画社会の着実な推進にあたっては、計画的な取組み及び進捗状況の評価が欠かせません。計画に掲げる施策の実施状況及び目標の達成状況を常にチェックしていくことで、計画の実効性を確保しながら、必要に応じて内容や進め方の見直しを図り、男女共同参画社会の実現に向けた着実な計画の推進を目指します。

■市民・地域・事業者の役割

市民・地域・事業者の役割	○男女共同参画計画に掲げる成果指標及び事業目標の達成に関心を持ちましょう。 ○身の回りで男女共同参画社会が進んでいるかどうか、注視してみましょう。
--------------	--

■行政の役割

男女共同参画審議会の運営		[秘書課]
事業概要	男女共同参画の推進に関する総合的な施策及び重要事項について調査審議する「男女共同参画審議会」を組織、運営します。	
目 標	審議会の円滑かつ適正な運営に努めます。	
男女共同参画庁内推進会議の充実		[秘書課]
事業概要	男女共同参画計画の全庁的な推進に向け、男女共同参画庁内推進会議の充実を図ります。	
目 標	構成する課を見直しつつ、さらなる連携・協力体制の強化を図ります。	
計画の評価と公表		[秘書課]
事業概要	男女共同参画推進条例に基づき、本計画に掲げる施策および事業の進捗状況を「男女共同参画審議会」で定期的に評価を受け、結果を公表していきます。	
目 標	年度毎に市民にわかりやすい評価・公表に努めます。	
市の施策に対する苦情申出への適切な対応		[秘書課・関係各課]
事業概要	男女共同参画推進条例に基づき、市が実施する施策について、市民、事業者から苦情申出があった場合、適切に対応します。	
目 標	今後も適切に対応していきます。	

事業一覧

基本目標 1 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり

施策 1-1 地域全体で男女共同参画を推進する意識づくり

No.	事業名	担当課
1-1-1	男女共同参画推進社会の周知・啓発	秘書課
重点	1-1-2 「いいパートナーの日」の周知・啓発	秘書課
重点	1-1-3 かさま男女共同参画推進フォーラムの開催	秘書課
	1-1-4 男女共同参画作品の公募	秘書課
重点	1-1-5 男女共同参画講座の開催	秘書課
重点	1-1-6 自治会・各種団体等への出前講座の開催	市民活動課

施策 1-2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

No.	事業名	担当課
1-2-1	法令や条約等の周知・啓発	秘書課
1-2-2	人権教育講演会の開催	生涯学習課
重点	1-2-3 男女共同参画講座の開催（再掲）	秘書課
重点	1-2-4 自治会・各種団体等への出前講座の開催（再掲）	市民活動課

施策 1-3 学校・家庭等における男女共同参画教育の推進

No.	事業名	担当課
1-3-1	男女共同参画の視点にたった教育・保育の実施	保育所・学務課
1-3-2	男女共同参画の視点に立った児童・生徒会活動の促進	学務課
1-3-3	本人の希望に基づく進路指導の実施	学務課
重点	1-3-4 家庭教育学級の開催	生涯学習課
	1-3-5 乳児ふれあい体験の実施	健康増進課
	1-3-6 両親学級の開催	健康増進課
	1-3-7 男女共同参画の視点に立ったPTA・親の会の促進	保育所
	1-3-8 保護者が参加しやすい学校行事運営の推進	保育所・学務課

施策 1-4 メディア等における男女共同参画の促進

No.	事業名	担当課
1-4-1	情報を活用できる能力（メディア・リテラシー）向上のための啓発	秘書課
1-4-2	情報教育の推進	学務課
1-4-3	性差別的表現に対する見直し等の要望	秘書課・関係各課
1-4-4	メディアから受ける暴力排除の促進	秘書課

施策 1-5 各種調査研究及び情報提供の充実

No.	事業名	担当課
1-5-1	統計調査等の充実	情報政策課
1-5-2	男女共同参画に関する実態の把握	秘書課
新規	1-5-3 男女共同参画に関する活動への支援	秘書課
	1-5-4 商工業等の自営業における実態把握及び広報の充実	商工観光課
	1-5-5 農業従事者の実態把握及び広報の充実	農政課
	1-5-6 啓発関係資料の充実	図書館
	1-5-7 国際情報の収集と提供	秘書課

基本目標 2 あらゆる分野において男女が協力し合う社会づくり

施策 2-1 政策・方針決定過程への女性参画の拡大

No.	事業名	担当課
2-1-1	女性リーダー養成事業の推進	秘書課
2-1-2	ふるさと女性大学・農村女性大学への参加促進	農政課
2-1-3	女性学級の実施	公民館
2-1-4	男女共同参画人材リストの作成及び活用	秘書課
2-1-5	審議会等の女性委員登用促進	秘書課
重点	2-1-6 事業者に対する意識啓発・情報提供	秘書課・商工観光課

施策 2-2 地域活動における男女共同参画の推進

No.	事業名	担当課
重点	2-2-1 協働のまちづくり施策の充実	市民活動課
重点	2-2-2 生涯学習の充実	公民館
	2-2-3 食生活改善推進員の育成と広報の充実	健康増進課
	2-2-4 クラインガルテン運営事業の推進	農政課
	2-2-5 環境保全活動の推進	環境保全課
	2-2-6 交通安全啓発活動の推進	市民活動課
	2-2-7 自主防災組織育成事業	総務課
重点	2-2-8 男女共同参画推進連絡協議会活動の充実	秘書課
重点	2-2-9 ボランティア活動への男女の共同参画	市民活動課

施策 2-3 家庭生活における男女共同参画の推進

No.	事業名	担当課
重点	2-3-1 男性のためのいきいき講座の開催	公民館

	No.	事業名	担当課
重点	2-3-2	両親学級の開催（再掲）	健康増進課
重点	2-3-3	家庭教育学級の開催（再掲）	生涯学習課
	2-3-4	介護教室の開催	高齢福祉課
	2-3-5	男女共同参画意識の浸透	秘書課

施策 2-4 国際的な取組みとの協調と連携

	No.	事業名	担当課
	2-4-1	国際交流事業の推進	市民活動課
	2-4-2	国際理解教育の推進	学務課
	2-4-3	外国人への情報提供等	秘書課・道路整備課・ 商工観光課・健康増進課
	2-4-4	ハーモニーフライト事業等への参加促進	秘書課
	2-4-5	国際情報の収集と提供（再掲）	秘書課

基本目標 3 自らの希望による働き方が選択できる体制づくり

施策 3-1 男女雇用機会均等の促進と就労環境の整備

	No.	事業名	担当課
	3-1-1	労働関係法・各種制度の周知・啓発	商工観光課・健康増進課
	3-1-2	セクシュアル・ハラスメント防止対策の整備促進	商工観光課・秘書課・学務課
	3-1-3	就職に関する情報提供	商工観光課
重点	3-1-4	男女共同参画認定事業者の拡大	秘書課・商工観光課

施策 3-2 女性の能力発揮の機会の創出と能力向上の推進

	No.	事業名	担当課
重点	3-2-1	再就職に向けた講座等の情報提供	商工観光課
重点	3-2-2	女性起業家への支援	商工観光課
重点	3-2-3	IT講習会の開催	公民館
	3-2-4	母子家庭の自立支援	子ども福祉課
重点	3-2-5	事業者に対する意識啓発・情報提供（再掲）	秘書課・商工観光課
	3-2-6	労働関係法・各種制度の周知・啓発（再掲）	商工観光課・健康増進課
	3-2-7	新規就農者等への支援	農政課

施策 3-3 地域全体での子育て・介護支援体制の充実

	No.	事業名	担当課
重点	3-3-1	多様な保育サービスの充実	保育所

	No.	事業名	担当課
重点	3-3-2	放課後児童クラブ	子ども福祉課
重点	3-3-3	子育てサポート事業	子ども福祉課
	3-3-4	保育サポーター養成講座の参加促進	子ども福祉課
	3-3-5	介護サービスの充実	高齢福祉課
	3-3-6	介護教室（再掲）	高齢福祉課
重点	3-3-7	育児・介護を行う労働者に対する相談・情報提供	子ども福祉課・商工観光課
	3-3-8	労働関係法・各種制度の周知・啓発（再掲）	商工観光課・健康増進課
重点	3-3-9	団塊世代の子育て・介護支援体制づくり	子ども福祉課・高齢福祉課
	3-3-10	母子家庭の自立支援	子ども福祉課

施策 3-4 農林業及び自営業における男女共同参画の推進

No.	事業名	担当課
3-4-1	女性農業士の育成	農政課
3-4-2	家族経営協定の締結促進	農政課
3-4-3	経営参画のための講座の参加促進	農政課・商工観光課
3-4-4	笠間地域農村女性会議への活動支援	農政課
3-4-5	「農山漁村女性の日」の普及促進	農政課
3-4-6	ふるさと女性大学・農村女性大学への参加促進（再掲）	農政課
3-4-7	商工業等の自営業における実態把握及び広報の充実（再掲）	商工観光課
3-4-8	農業従事者の実態把握及び広報の充実（再掲）	農政課
3-4-9	クラインガルテン運営事業の推進（再掲）	農政課

基本目標 4 だれもが安心して健康に暮らせる環境づくり

施策 4-1 男女間のあらゆる暴力の防止と被害者保護の体制強化

No.	事業名	担当課
4-1-1	DV防止法の周知及び意識啓発	秘書課・社会福祉課・子ども福祉課・関係各課
4-1-2	DV対策基本計画の策定及び推進	秘書課・関係各課
4-1-3	DV被害者に対する相談窓口の充実	子ども福祉課・健康増進課
4-1-4	被害者保護及び自立支援に向けた関係機関等との連携	子ども福祉課・健康増進課・秘書課・学務課
4-1-5	住民基本台帳事務における支援措置	市民課
4-1-6	セクシュアル・ハラスメント防止対策の整備促進（再掲）	商工観光課・秘書課・学務課
4-1-7	母子家庭の自立支援（再掲）	子ども福祉課

施策 4-2 生涯にわたる健康支援の充実

No.	事業名	担当課
4-2-1	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発	健康増進課・学務課
4-2-2	保健事業における思春期保健	健康増進課
4-2-3	家庭教育学級における思春期保健	生涯学習課
4-2-4	エイズ・感染症予防のための意識啓発	学務課

施策 4-3 高齢者・障害者等に対する自立支援

No.	事業名	担当課
4-3-1	高齢者の社会参画の促進	高齢福祉課
4-3-2	高齢者等が暮らしやすい環境の整備	都市計画課
4-3-3	障害福祉サービス等の充実	社会福祉課・健康増進課
4-3-4	障害者の社会参加の促進と相談体制の充実	社会福祉課・商工観光課・健康増進課
4-3-5	母子家庭の自立支援（再掲）	子ども福祉課
4-3-6	介護サービスの充実（再掲）	高齢福祉課

基本目標 5 男女共同参画を推進する体制づくり

施策 5-1 地域全体での推進体制の強化

No.	事業名	担当課
5-1-1	男女共同参画に取り組む団体情報の収集及び連携強化	秘書課
5-1-2	男女共同参画推進連絡協議会の活性化	秘書課
5-1-3	男女共同参画拠点の検討	秘書課
5-1-4	男女共同参画人材リストの作成及び活用（再掲）	秘書課

施策 5-2 庁内における男女共同参画の推進

No.	事業名	担当課
5-2-1	市職員研修の実施や情報提供	秘書課
5-2-2	女性職員の管理職への登用	職員課
5-2-3	庁内における職務分担の見直し	職員課
5-2-4	市職員の適正な人事評価及び配置	職員課
5-2-5	特定事業主行動計画の推進	職員課
5-2-6	庁内苦情・相談窓口の設置	職員課
5-2-7	男女共同参画の視点の導入	各課

施策5-3 男女共同参画計画の着実な推進

No.	事業名	担当課
5-3-1	男女共同参画審議会の運営	秘書課
5-3-2	男女共同参画庁内推進会議の充実	秘書課
5-3-3	計画の評価と公表	秘書課
5-3-4	市の施策に対する苦情申出への適切な対応	秘書課・関係各課

IV 資料編

1 人口・世帯

(1) 総人口・世帯数・1世帯当り人数

国勢調査により、総人口の推移をみると、平成12年をピークに減少に転じ、平成17年10月現在で81,497人となっています。

一般世帯数は、一貫して増加してきており、15年間で約5,600世帯が増加し、平成17年10月現在で26,960世帯となっています。

1世帯当り人数は、減少し続けており、核家族化の進展がうかがえますが、県や国と比べると高い数値となっています。

図表-1. 総人口・一般世帯数等

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	県全体	全国
総人口	人	77,782	80,903	82,358	81,497	2,975,167	127,767,994
一般世帯数	世帯	21,358	23,696	25,911	26,960	1,032,476	49,566,305
1世帯当り人数	人	3.64	3.41	3.18	3.02	2.88	2.58

(国勢調査 旧3市町合算による 各年10月1日現在)

(2) 年齢3区分別人口

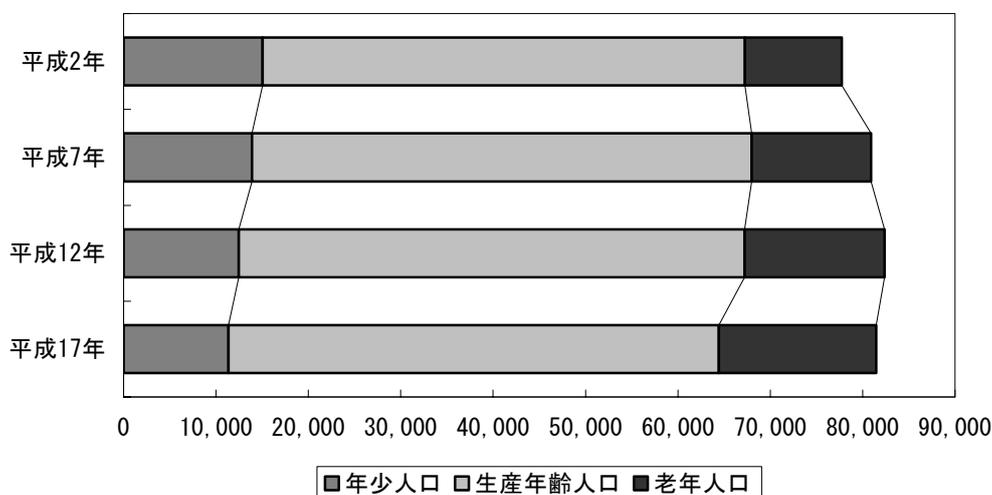
年齢3区分別人口の推移をみると、老年人口（65歳以上）の増加が著しく、平成17年には17,028人、高齢化率が20.9%まで上がっています。

一方、年少人口（14歳以下）は減少し続けており、全体に占める割合も13.9%まで低下しています。

図表-2. 年齢3区分別人口

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	県全体	全国
年少人口 (0-14歳)	人	15,036	13,904	12,481	11,368	422,913	17,521,234
	%	19.3	17.2	15.2	13.9	14.2	13.7
生産年齢人口 (15-64歳)	人	52,230	54,073	54,757	53,077	1,974,159	84,092,414
	%	67.1	66.8	66.5	65.1	66.4	65.8
老年人口 (65歳以上)	人	10,475	12,926	15,117	17,028	576,272	25,672,005
	%	13.5	16.0	18.4	20.9	19.4	20.1

(国勢調査 旧3市町合算による 各年10月1日現在)



2 婚姻・出産

(1) 未婚率

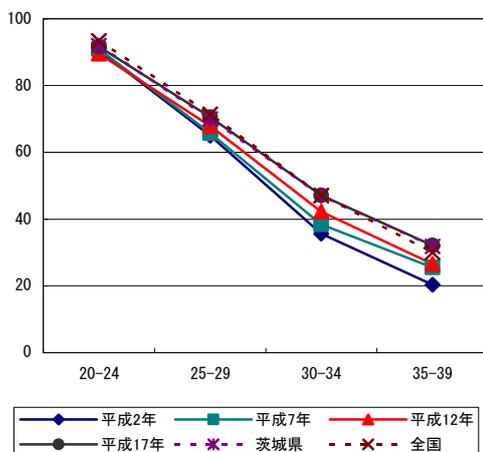
国勢調査により、婚姻の状況を見ると、全体の未婚率※に大きな変化がみられないものの、25歳から39歳の未婚率は年々高くなってきており、晩婚化の傾向がうかがえます。特に、女性の25歳から34歳の未婚率の上昇が顕著になっています。

図表-3. 未婚率の推移

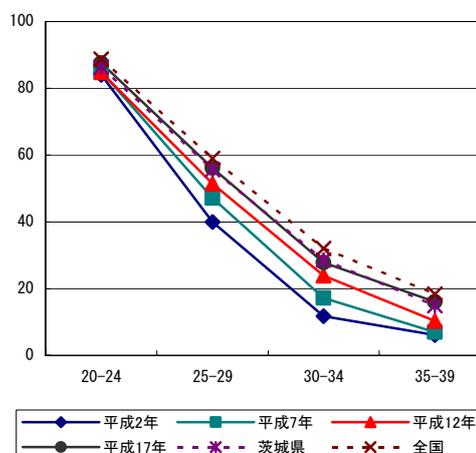
		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	県全体	全国
男性	全体	29.5	30.5	30.6	30.4	31.3	31.4
	20-24	90.6	90.9	89.6	91.7	92.0	93.4
	25-29	65.0	65.8	67.9	70.6	70.0	71.4
	30-34	35.7	38.4	42.3	47.1	47.0	47.1
	35-39	20.4	25.5	26.6	32.1	31.8	30.0
女性	全体	21.2	21.8	21.5	21.1	21.2	23.2
	20-24	84.0	85.1	84.8	87.6	86.3	88.7
	25-29	40.0	47.1	51.4	56.1	55.6	59.0
	30-34	11.8	17.2	23.9	27.8	28.6	32.0
	35-39	6.1	7.0	10.3	16.1	14.9	18.4

※（当該年齢未婚者数）／（当該年齢人口）（国勢調査 旧3市町合算による 各年10月1日現在）

【男性の未婚率（20-39歳）】



【女性の未婚率（20-39歳）】



(2) 離婚率

人口動態統計によると、人口千人に対する離婚件数（離婚率）は、年によって増減しており、平成 14 年から平成 18 年までの 5 年間で、最も高い年が平成 16 年の 2.19、最も低い年が平成 15 年の 1.89 となっています。

図表-4. 離婚率の推移

		平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	県全体	全国
離婚件数	件	156	154	178	156	170	5,877	257,475
離婚率	※	1.91	1.89	2.19	1.93	2.11	2.00	2.04

※人口千人対

(人口動態統計 平成 17 年以前は旧 3 市町合算による)

(3) 出生数

平成 14 年に 744 人であった出生数は、年々減少し、平成 17 年には 624 人まで大きく減少しましたが、平成 18 年には再び増加し、641 人となっています。

図表-5. 出生数

		平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
出生数	人	744	712	640	624	641

(住民基本台帳年報 平成 17 年以前は旧 3 市町合算による)

3 産業・就業

(1) 産業別就業人口

産業構造を、国勢調査の就業人口で見ると、第一次産業従事者が 8.2%、第二 二次産業従事者が 29.7%、第三次産業従事者が 61.3%となっており、県の割合とほぼ同 じ割合となっています。

図表-6. 産業別就業人口

		平成 17 年	県全体	全国
第一次産業	人	3,334	108,019	2,965,791
	%	8.2	7.4	4.8
第二次産業	人	12,067	443,203	16,065,188
	%	29.7	30.3	26.1
第三次産業	人	24,892	888,758	41,328,993
	%	61.3	60.8	67.2

(国勢調査 旧3市町合算による 10月1日現在)

(2) 規模別事業所割合

市内の事業所(民営)における従業者規模別の割合をみると、1~4人の事業所が全体 の67.0%を占めており、県や全国と比べても高い割合となっています。

また、30人以上の事業所の従業員の割合が37.0%と低く、9人以下の従業員数の事 業所で働いている人の割合が、県や全国と比べて多いことが分かります。

図表-7. 従業者規模別事業所数・従業員数の割合

			1-4人	5-9人	10-19人	20-29人	30人以上
事業所数	笠間市	%	67.0	17.7	9.2	2.5	3.6
	県全体	%	61.3	19.3	11.0	3.5	4.8
	全国	%	62.0	19.2	10.5	3.5	5.0
従業員数	笠間市	%	20.6	16.2	17.6	8.5	37.0
	県全体	%	14.8	13.9	16.3	9.2	45.8
	全国	%	15.1	13.9	15.7	9.2	46.1

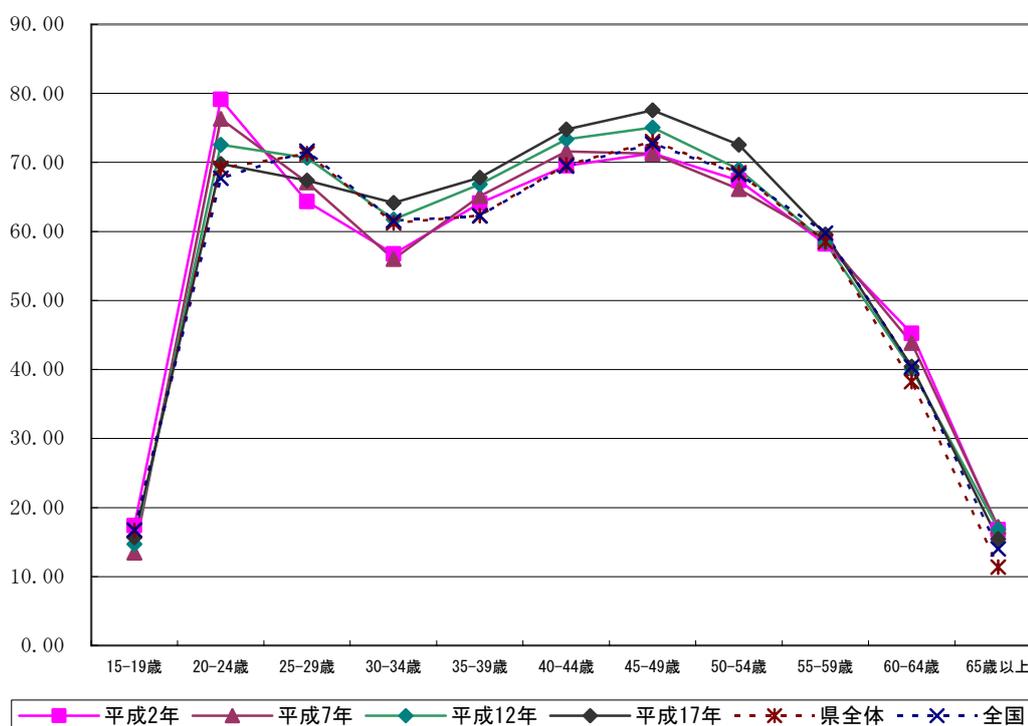
(平成13年事業所・企業統計調査 笠間市は旧3市町合算による)

(3) 女性労働力率

国勢調査により、年齢別の女性労働力率をみると、平成2年から平成17年にかけて、特に、30歳から34歳の労働力率が大きく上昇し、いわゆるM字カーブが緩くなっています。

また、配偶関係別にみると、県や全国と比べると有配偶者の労働力率が高くなっています。

図表-8. 年齢別女性労働力率



(国勢調査 旧3市町合算による 各年10月1日現在)

図表-9. 配偶関係別女性労働力率

		平成17年	県全体	全国
未婚女性	%	58.6	59.8	61.0
有配偶女性	%	52.6	43.7	48.4

(国勢調査 旧3市町合算による 各年10月1日現在)

4 女性の登用状況

(1) 審議会・委員会

各種審議会・委員会における女性委員の登用率をみると、平成14年度からの5年間で大きく伸びてきており、平成19年度で24.9%となっています。これは県全体と比べても高い数値となっています。

図表-10. 審議会・委員会における女性委員数及び登用率の推移

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成19年度	県全体
女性委員数	人	85	88	157	19	207	3,602
女性登用率	%	12.3	14.2	18.6	18.3	24.9	19.7

(平成17年度以前は旧3市町合算、各年度3月31日現在。平成19年度は4月1日現在)

※平成17年度は市町村合併直後のデータのため、設置されていた審議会・委員会が少ないので委員数が少なくなっている。平成18年度はデータなし。

(2) 自治会（区長会）

区長会における女性の登用状況をみると、平成14年度に1人(0.3%)だった女性が、平成18年度には5人(1.6%)まで増えています。

図表-11. 自治会（区長会）における女性数及び登用率の推移

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
女性数	人	1	3	3	3	5
女性登用率	%	0.3	0.9	0.9	0.9	1.6

(平成17年度以前は旧3市町合算による 各年度4月1日現在)

(3) 市職員

職員数は平成15年度から平成19年度の5年間で96人(減少率10.7%)減少していますが、職員全体に占める女性の割合は3割程度で推移しています。女性管理職は合併を機に10人から7人に減少しています。

平成15年度以降、男性の育児休業取得実績はなく、女性では平成19年4月1日現在で17人(6.9%)が取得しています。(但し、育児休業が翌年に及ぶ場合は、翌年も加算。)

図表-12. 市職員数・管理職数等の推移

		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
職員数 (A)	人	897	880	844	827	801
女性職員数 (B)	人	258	270	265	249	245
	(割合 B/A)	%	28.8	30.7	31.4	30.6
管理職数 (C)	人	97	96	98	89	81
女性管理職数※ (D)	人	10	10	10	7	7
	(割合 D/C)	%	10.3	10.4	10.2	8.6
育児休業取得職員数 (男性)	人	0	0	0	0	0
同 (女性)	人	20	18	15	11	17

※印 管理職手当を支給している職員数 (各年度 4 月 1 日現在)

(4) 教員

教員のうち、女性が占める割合は、平成 18 年度で小学校が 60.9%、中学校が 41.5% となっており、県と比べると小学校でやや低く、中学校で同程度となっています。

小学校では、女性校長の割合が 14.3%、女性教頭の割合が 27.3%となっていますが、中学校ではここ数年、女性の校長及び教頭の実績はありません。

図表-13. 小・中学校の職員数等の推移

		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	県全体	
小学校	教員数	人	269	270	267	266	10,259
	うち女性	人	167	165	163	162	6,586
	(割合)	%	62.1	61.1	61.1	60.9	64.20
	女性校長の割合	%	14.29	7.1	14.3	14.3	14.7
	女性教頭の割合	%	21.4	14.3	21.4	27.3	19.5
中学校	教員数	人	176	176	176	176	6,214
	うち女性	人	71	74	75	73	2,576
	(割合)	%	40.3	42.1	42.6	41.5	41.5
	女性校長の割合	%	0.00	0.00	0.00	0.00	2.6
	女性教頭の割合	%	0.00	0.00	0.00	0.00	4.0

(茨城教育便覧 各年度 4 月 1 日現在)

その他、資料編として

- 関係法令（抜粋）
- 笠間市男女共同参画推進条例
- 笠間市男女共同参画審議会規則および委員名簿
- 笠間市男女共同参画庁内推進会議委員名簿
- 計画策定の経過
- 用語解説

等を掲載予定。